

2 確かな指導力

教育課程と指導計画

1 教育課程

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。また、教育課程は教育活動の諸計画の中でも基本的なものであり、国や教育委員会の規定する基準に基づき、各学校において、教職員の協力を得て校長の責任で編成されるものである。したがって、教師一人一人が教育課程の意義を理解して教育活動を行うことが大切である。

小学校の教育課程は、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動によって、中学校の教育課程は、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動によって構成され、学年ごとの標準授業時数が定められている。高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって構成され、特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校の教育課程に準じるとともに、自立活動を加えて構成されている。

教育課程の実施に当たっては、各学校の実態に応じて従来の実践、研究の成果を生かしながら、次の事項に配慮する必要がある。

- ・児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
- ・体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- ・学級経営と生徒指導の充実
- ・課題解決や自己の生き方を考える機会及び進路指導の充実
- ・ガイダンスの機能の充実
- ・見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- ・指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- ・障害のある児童生徒の指導
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
- ・情報教育の充実及びコンピュータ等や教材・教具の活用
- ・学校図書館の利活用
- ・指導の評価と改善
- ・部活動の意義と留意点
- ・家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流など

2 指導計画

指導計画は、教育課程の基準（学習指導要領等）に基づいて各教科・科目、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な探究の時間、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとに指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めたものである。

指導計画には、全体計画、年間指導計画や複数年にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材（教材）、主題ごとの計画など各種のものがあ
る。これらの指導計画は、目的と必要に応じてそれぞれ作成されるべきものである。

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮しながら、地域や児童生徒の実態を十分考慮し、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的なものとなるよう留意する必要がある。

- ・各教科・科目等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- ・各教科・科目の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。 など

授業を構想・実践する力

岡山型学習指導のスタンダード



「学習指導のスタンダード」は、児童生徒が、「分かる・できる喜び」「考える楽しさ」を実感できる授業を行うための基礎・基本を「授業5（ファイブ）」として示しています。

日々の授業づくりにおいて活用し、児童生徒に確かな学力を身に付けさせていきましょう。

※ 増補版「授業改善、『一歩先へ！』」も更なる授業改善への参考にしてください。

一単位時間の授業5（ファイブ）

- ①めあて（目標）を示す。
- ②自分で考え表現する時間を確保する。
- ③目標の達成度を確認する。
- ④学習内容をまとめる。
- ⑤授業の振り返りをする。

家庭学習のスタンダード



「家庭学習のスタンダード」は、学校と家庭がつながり、児童生徒の家庭学習を支えるために「4つの視点」を軸としてまとめたものです。

家庭学習の充実に向けて、学校としての方針を明確にし、組織的に取り組むとともに、授業と家庭学習のつながりにも配慮しましょう。また、家庭学習では宿題だけでなく自主学習まで取り組めるようにすることも大切です。

各学校において、生涯に渡って学び続ける「主体的な学習者」を育成するために、職員会議や各種の研修会等、あらゆる機会に御活用ください。

※ 増補版「家庭学習指導のすすめ」に「Cycle & Feedback」をキーワードにした家庭学習指導の改善の視点が示されています。あわせて御活用ください。

保幼小接続スタンダード



「保幼小接続スタンダード」は、幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、接続期に育てたい「3つの力」を育成する取組を推進するために作成したものです。保幼小接続を進めるに当たり、幼児教育並びに小学校教育それぞれの特徴を示すとともに、子どもの育ちと学びをつなげるポイントを簡潔にまとめています。

※ 増補版「架け橋への一歩」も参考にしてください。

接続期に育てたい3つの力

生活する力	運動	人とかわる力	自己発揮	学ぶ力	思考
	生活習慣		共生		言葉・数
	安全		規範		探究心
	食育				

授業づくりの「4つのStep」

授業づくりの際には、身に付けさせたい力を明確にし、単元の指導計画を構想した上で、本時の授業を構想することが大切です。その「4つのStep」について、次に説明します。

Step 1 単元（題材）目標を設定する



目標を設定する上では、児童生徒のゴールの姿（目標を達成した姿）を明確にする必要があります。そこで、学習指導要領で示された目標及び内容を確認し、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』を参考に評価規準を設定します。



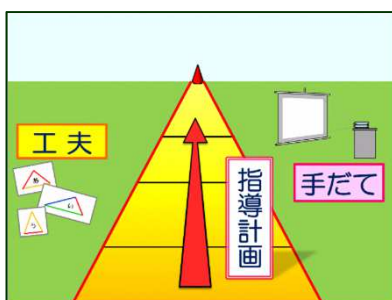
Step 2 児童生徒の実態を確認する



単元（題材）に関する児童生徒のスタートの姿を、普段の学習状況や調査問題等を通して確認します。



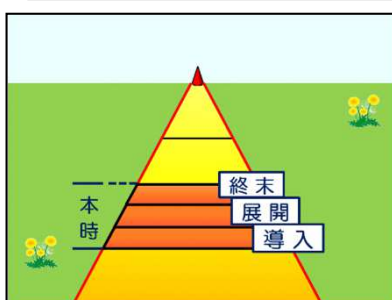
Step 3 指導計画の構想、工夫や手だてを明らかにする



何を、どのような順序で、どのような活動を通して学んでいけばよいか、その道筋となる「指導計画」を構想します。
また、スムーズに学習できるように、指導の工夫や手だてを明らかにします。



Step 4 本時の授業を構想する



指導計画に則して本時の授業を構想します。
その際、導入・展開・終末の学習過程に沿って、学習活動や教師の指導・支援を想定するようにします。



【参考】岡山県総合教育センター『授業づくりの基礎・基本（実践編）小学校版 一学校全体で授業改善に取り組むために』（平成26年2月）

学習指導案作成上の留意点

◆学習指導案に固定的な形式はないが、学習指導要領では、評価規準は3観点で設定されている。

第 学年 組

学習指導案

令和 年 月 日 () 第 校時

教室 指導者

1 単元（題材）名

Step 1

2 単元（題材）の目標

◇学習指導要領で示された目標及び内容を踏まえて設定する。
(必ずしも全ての観点を踏まえた目標を記入するということではない。)

3 単元（題材）の評価規準

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

Step 1

◇適切な評価ができるように、精選して簡潔に書く。
◇評価規準の設定に当たっては、岡山県総合教育センターが作成した「新学習指導の趣旨を踏まえた学習評価」や、国立教育政策研究所が発刊した『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』を参考にするとよい。

4 指導と評価の計画（全 時間）

次	時	主たる学習活動・内容	評価の観点			評価規準及び評価方法
			知	思	態	
一	1	Step 3				
	2					
二	1					

Step 3

◇評価の観点が、単元（題材）の計画にどのように位置付けられているか分かるように示す。
◇育成する資質・能力を見据え、評価の観点をバランスよく単元の中に配置する。

Step 2

5 指導上の立場

- 単元（題材）観、教材観
- 児童生徒観
- 指導観
- 研究主題との関連
- 全国・県学力調査との関連

◇単元（題材）観、教材観……単元（題材）の内容、既習事項との関連、今後の展開、単元（題材）を取り上げる意義、単元（題材）や教材と児童生徒との関係などを明確に書く。
◇児童生徒観……単元（題材）に関する興味・関心、知識・技能、既習事項の定着度など、前単元（題材）までの実態や本単元（題材）で育成を目指す力を明確にして書く。
◇指導観……指導・支援の力点、学習形態、仮説、その他の配慮事項など、児童生徒のよさや可能性を生かすような工夫や手だてを具体的に書く。
◇研究主題との関連……研究主題の説明を簡潔に記述し、研究主題と授業研究における指導仮説との関連を明確にして書く。
◇全国・県学力調査との関連……学力調査から見える現状と課題、課題についての取組などを書く（国語科、算数・数学科等）。

6 本時案（第 次 第 時）

(1) 本時の目標

Step 4

◇単元（題材）の指導計画に則して、本時の学習活動の目標を具体的に示す。
◇本時の評価規準との整合を図る。

(2) 展開

学習活動	児童生徒の主な反応と教師の指導・支援	学習評価
◇導入・展開・終末の学習過程に沿って、児童生徒の活動を書く。 ◇一人一人の児童生徒が何をめあてに活動すればよいのかをつかむことができるように具体的に書く。	◇学習過程に沿って、指導・支援の意図、工夫、手だてなどについて留意すべきことを具体的に書く。 ◇学習活動と教師の指導・支援との関わりを対応させて書く。	◇本時の目標との整合を図る。 ◇評価規準を具体的に書く。 ◇評価の観点を踏まえて書く。 ◇評価方法も書く。

一単位時間の授業5(ファイブ)＜事前・事後指導を含む＞

授業前に・・・

黒板はきれいになっていますか？

チャイム着席はできていますか？

児童生徒は、教科書・ノートの準備ができていますか？

できていなければ…

指示を出しましょう。

待っている姿を見せましょう。

様子が気になる児童生徒はいませんか？

もし、いれば…

声をかけましょう。

周りの児童生徒に聞きましょう。

必要に応じて、近くの教員に支援を求めましょう。

授業中に・・・

いつも決まった児童生徒が発言していませんか？

活動に参加できていない児童生徒はいませんか？

もし、いれば…

発問を変えましょう。

グループでの話し合い活動を取り入れましょう。

騒いだり立ち歩いたりしている児童生徒はいませんか？

周囲に不快な思いをさせている児童生徒はいませんか？

もし、いれば…

指示を出しましょう。

待っている姿を見せましょう。

毅然とした態度で対応しましょう。

授業後に・・・

教師に何か聞きたいようなそぶりの児童生徒はいませんか？

もし、いれば…

近くに立つなど、話しかけやすい雰囲気をつくりましょう。

教師側から声をかけていきましょう。

児童生徒は片付けと次時の準備ができていますか？

できていなければ…

指示を出しましょう。

周りの児童生徒にも協力するように声をかけましょう。

よりよい授業づくりのために、一単位時間の授業展開の見通しをもつことが大切です。児童生徒に対する発問、板書計画、しかけ等を計画し、それらを通して児童生徒自身が自分の考えをもち、それを表現できるように授業にしていきたいと思います。

提示と活動の工夫

ICTの効果的な活用



P.37

発問の工夫

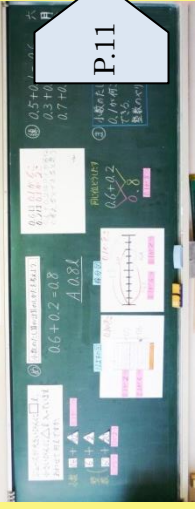
「めあて」に合った発問



P.11

板書の構造化

計画性のある構造化された板書



P.11

授業改善に向けて

録画映像を活用した授業改善



P.15

目標

被除数を相対的な大きさでとらえて、除法の計算の仕方を筋道立てて考えることができる。

学習活動

児童の主な反応と教師の指導・支援

学習課題をつかむ。

条件不足のテープ図を提示することで、尋ね

評価

①めあて(目標)を示す

【導入】
○前時までの学習内容を確認し、児童生徒の理解状況を把握しておきましょう。
○児童生徒の興味・関心が高まるように、本時の学習課題を示しましょう。

図を使ってわり算の計算の仕方を考え、説明をしよう。

図がかかない児童には、前時の学習で用いた図を振り返させたり、0.1を1目盛りとする数直線を示したりする

②自分で考え、表現する時間を確保する

【展開】
○「このようになりそう」「こうすれば何とかできそうだ」と、一人一人が思えるような話し合いをさせましょう。
○児童生徒が予想や仮説を確かめることができるよう、資料や助言、時間を与え、課題解決の計画をじっくりと立てることができるようにしましょう。
○児童生徒一人一人が自由な方法で、全力で課題解決に取り組み、自らを励ましながらか自力で解決できるように配慮しましょう。

③目標の達成度を確認する

【終末】
○学習したことをまとめ、振り返らせ、基本的な知識や原理、技能のコツなどを定着させましょう。
○学習内容の他への応用等は、「なるほど」という感動をもたらし、次への学習意欲にもつながります。
○自己評価を行わせることにより、児童生徒自身が分かっているようになっていること、もっと調べたいことなどの気付きなどにつながります。

④学習内容をまとめる

⑤授業の振り返りをする

振り返りカードをもとに学習を振り返らせる。

県総合教育センター メディアセンターの活用

【メディアセンター】
教科ごとに整理された学習指導案コーナーや図書資料、研究資料がとても便利です。

発問の工夫 — 授業の交差点 —

授業参観をすると、教員の発問に対して児童生徒が戸惑っている様子を見かけることがあります。発問次第で、考えが止まることも、意図とは違う方向に進むこともあります。まさに授業の交差点と言えます。ここでは、授業の展開に応じた発問を紹介します。

これは、どうですか？

何を考えたらいいのかな？



導入の段階の発問

- ……について、知っていることはありますか。
- ……について、気付いたことは何ですか。



展開の段階の発問

- なぜ、このようになったのでしょうか。
- 自分と友達の考え方で、同じところや違うところはどこですか。
- 友達に分かるように説明してみましょう。
- 他にも気付いたことはありますか。



終末の段階の発問

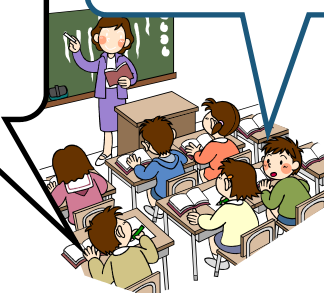
- 学んだことを、自分の言葉で書いてみましょう。
- 次に学習してみたいことは何ですか。

板書の構造化 — 学びの足跡 —

先輩教員の板書には、「めあて」や「児童生徒の考え」「まとめ」等が構造的に書かれています。一目で、児童生徒の学びが伝わってきます。まさに学びの足跡と言えます。ここでは、板書の留意点を紹介します。

チョークの色を変えて書いてある黄色のところだよ。

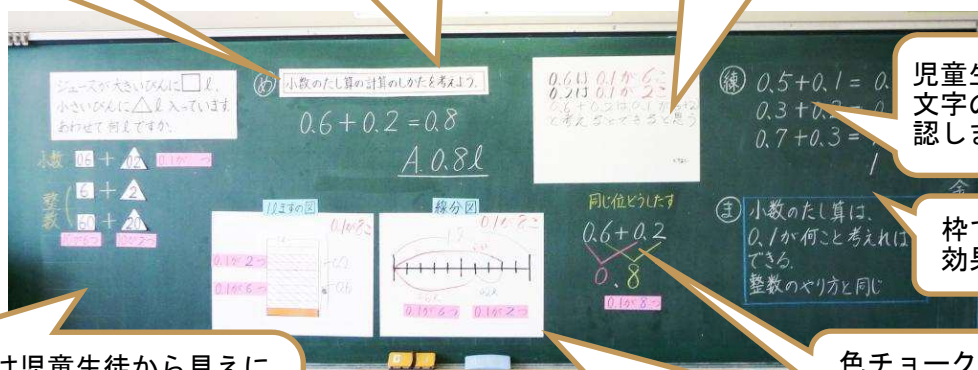
大切なところは、どこかな？



授業のねらいを書いて、見通しをもたせましょう。

正しい筆順で、誤字のないように、丁寧に書きましょう。

児童生徒の考えを板書に位置付けましょう。



児童生徒の立場で文字の大きさを確認しましょう。

枠で囲むことも効果的です。

黒板には児童生徒から見えにくい位置があります。全員によく見えるように、板書する位置に配慮しましょう。

板書するスピードや、教員の立ち位置にも気を付けましょう。

色チョークは、ルールを決めて使いましょう。

話し方のテクニック — 指示のポイント —

①話し方のテクニック(基本編)

- 聞き取りやすい声の大きさと話す。(普通の話し声より大きく。授業中は標準語で話す。)
- 話すスピード、抑揚に気を付ける。(普通よりややゆっくり、抑揚をつけて。)
- 表情とジェスチャーも使う。(生き生きとした表情。場合によって身振り手振りも。)
- 板書や資料を示しながら話す。(言葉だけでなく、資料や写真などと関連させて。)
- 歩いたり手元を見たりしながら話さない。板書をしながら話さない。

②話し方のテクニック(応用編)

- 時には小さな声でゆっくり話したり、音量や速さや間のとり方を大切な所で変化させたりすると、児童生徒は一生懸命聞こうとする。
- ジェスチャーや無言での動作は、児童生徒の集中力を高める。
- 児童生徒に大きな声で発表させたいときは、子どもから離れるのも効果的。
- ナンバリングを活用する。(3点連絡します。1点目は…)

板書を隠さないようにするなど、教員の立ち位置にも工夫が必要です。

③集中させてから指示をする。

- 児童生徒の活動を止めて指示をする。
- 教員の方へ体を向けさせ、目を合わせる。
- 指示は短くする。
 - ・分割をして指示をする。(指示は一時に一事。)
 - ・指示の順序を意識する。(番号や矢印を活用して、視覚化する。)
- 指示した後は、できているかどうかを確認する。



指導時の留意点

①チョークの持ち方の確認

- 親指と人差し指と中指で持つ。チョークの根元は、掌にあてて固定する。こうすることで、力が入りやすく児童生徒に読みやすい文字を書くことができる。



②ノート指導の徹底

- 自分の考えを書く、学習したことを書きとめる、練習して定着を図る等の目的に応じたノートの書き方を、発達段階に応じて指導する。
- 1時間の授業で、何を学んだのか、どのように学んだのかを振り返ることのできるノートにすることで、学習内容の定着や学習意欲の向上につながる。
- ノートを活用して前時の振り返りをさせたり、点検・評価したりする。

③机間指導の意義

- 発問や指示をした後、指示どおりにできているかどうかや、発問は理解できたかなど、その時の反応や学級全体の状況を把握し、必要に応じて個別指導や全体指導を行う。
- 学習課題に対して、一人一人の児童生徒やグループがどのような考えをもっているのか、活動しているのか等を把握して、次の学習活動や展開につなげる。
- 肯定的な声かけをすることで、児童生徒のやる気を育てる。

生活規律・学習規律

落ち着いた学習環境の中で意欲的に学習に取り組むためには、平素からの学級経営や教科指導、生徒指導など、児童生徒の発達の段階等を考慮しながら教員が適切な指導を行うことはもちろん、全教員の共通理解の上で、基本となる学校生活や学習のきまり・約束を児童生徒に理解させ、徹底することも重要です。

各校において児童生徒の実態を踏まえた学習規律等の指導を工夫したり、中学校区で共通した学習規律等を設定したりするなど、取組の充実が求められます。

みんなでがんばる おかやまっ子

生活のやくそく「これだけは！」

【時間を守る】

・チャイムや合図、時間を守って行動する。

【あいさつ】

・「おはよう」「いただきます」「さようなら」など、進んであいさつをする。

【整理・整頓】

・持ち物や机・ロッカーの中などを整理・整頓する。

【そうじ】

・そうじは、だまってする。



岡山県マスコット ももっち

みんなでがんばる おかやまっ子

授業のやくそく「これだけは！」

【準備】

・休み時間に次の学習用具を準備する。

【書く】

・鉛筆を正しくもって書く。

【返事】

・名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。

【姿勢】

・正しい姿勢で学習する。



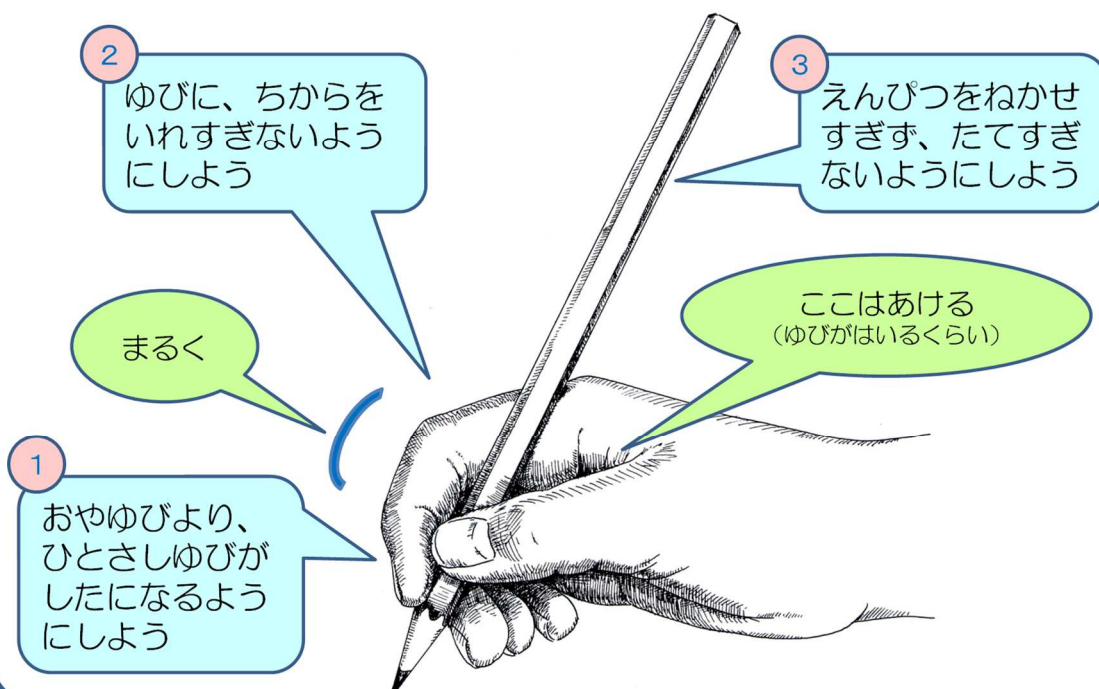
岡山県マスコット ももっち

鉛筆の正しい持ち方

指導の三つのポイント

- ①指の位置
- ②力の入れ具合
- ③鉛筆の角度

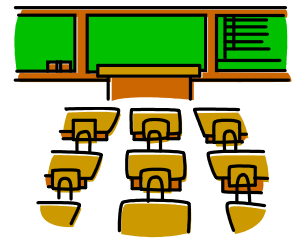
えんぴつの もちかた



学習規律の徹底に向けて

学習規律は、一度指導すればそれで終わりというものではなく、継続的な指導により、一人一人の児童生徒にしっかりと身に付けさせることが大切です。

学習規律の徹底を図るために、次の7点に留意して、取り組んでみましょう。



① 学習規律の重点項目を絞って

「まずは、ここから」「この3点が特に弱いから」など、児童生徒の実態、教員の願い、学校としての目指す児童生徒像などから、重点的に指導する項目を絞りましょう。あれもこれもと欲張ると、なかなか徹底できません。

年度末に取組を見直して、項目を付け加えたり変更したりして、レベルアップを目指しましょう。

② 誰もが分かるように

全教員が、児童生徒が、保護者が、地域の人が、学校を訪れた人が、他校の先生方が…、誰もが学習規律が分かるような工夫をしましょう。学習規律が目に触れるところにあると、常に意識できるようになります。

掲示物にして各教室に掲示したり、ガイドブックやハンドブックにして教員や児童生徒が確認できるようにしたり、学校通信や学級だよりを家庭に配付したりなど、様々な工夫が考えられます。

③ 共通理解、共通実践を

学習規律について、共通理解はもちろん必要ですが、さらに大事なものは共通実践です。話し合っただけ、作成しただけ、掲示しただけにならないようにしましょう。

全教員が同じ基準で自分たちのしたことを判断してくれることが分かると、児童生徒は安心して学校生活を送れるようになります。

④ 最初が肝心

学年始めや学期始めに、学習規律の指導に力を入れると定着しやすくなります。大きな行事が終わった後も仕切り直しのチャンスです。指導に当たっては、毅然とした態度で行うことが必要です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、学習規律を守ることが学習を効果的に進め、学力の向上につながるることなどの学習規律の意義についても、理解できるように指導しましょう。

⑤ チェックする機会を

学習規律がどの程度身に付いているか、また、児童生徒がどの程度意識しているかなど、チェックする機会を設定しましょう。児童生徒・教員の自己評価や見取りなど、多面的なチェックができるように工夫することも大切です。

また、チェックした結果を表やグラフ等で「見える化」して、児童生徒や保護者に知らせ、意欲の持続を図りましょう。

⑥ 根気強く、繰り返して

一度言ったから分かる、一度指導したからできるものではありません。よくできたら褒め、できなかったら指導することを繰り返し、根気強く取り組みましょう。真剣さの中にも温かみのある指導を根気強く、継続的に行うことが大切です。

また、些細な変化を見逃さず、タイムリーな指導を心がけましょう。目立たないけれどまじめに頑張っている児童生徒にも目を向けて声をかけましょう。

⑦ 校種間連携、家庭・地域の協力体制を

校種間の滑らかな接続や指導の継続は、学年が変わったり、進学したりしても安心し、落ち着いて学習に取り組むことにつながり、また、学習の効果も上がります。校種間連携を進め、学習規律についての情報交換を積極的に進めましょう。

また、学習規律の定着には、家庭や地域の協力が必要です。学校で取り組んでいる学習規律を家庭や地域の人に積極的に発信し、理解してもらうことで、学校・家庭・地域が同じ視点で見守り、一体となった取組につながります。

学びのかなめ

(岡山型学習指導のスタンダードP.8、P.9に詳しく掲載)

次に備える

時間を守る

正しく座る

言葉の
ルール

心を整える

場を整える

録画映像を活用した授業改善

よりよい授業を目指し、自分の授業を更に改善するためには、授業の様子をビデオカメラやタブレット端末等で録画し、映像を再生し振り返るとよいでしょう。また、研修等で指導教員や先輩の教員等と一緒に視聴し、指導・助言を受けるとさらに有効です。なお、録画したものを研修等で使用する場合には、個人情報や肖像権等に十分配慮しましょう。

【録画映像活用のメリット】

- 客観的に振り返ることができる。
- 授業場면을繰り返し確認することができる。
- 授業者の働きかけに対する児童生徒の反応等がとらえやすい。
- 記録の蓄積により、自己の成長が実感できる。等

【撮影方法】

- 目的に応じて、撮影の仕方を様々な工夫するとよい。
- (例)
- ・教室後方に三脚で固定して、教室全体を撮影する。
- ・教室側面に三脚で固定して、教師・児童生徒の両方を撮影する。
- ・同僚にハンディカメラで教師の動きに合わせて撮影してもらう。

【撮影のポイント】

- 原則は授業開始数分前から終了数分後までを、途中一時停止せずに撮影する。
- 机間指導・グループ活動・着目したい児童生徒等、意図をもち、対象や場面を限定して撮影してもよい。
- 撮影はできるだけ同僚等に依頼する。しかし、協力が得られない場合や日常的に授業記録を蓄積する場合には、教室後方中央にビデオカメラを固定し、教室全体が収められるよう撮影する。
- 使用する機器は、ビデオカメラ、デジタルカメラ、タブレット端末等から選択する。
- 安定した撮影を行うために三脚を用いるとよい。また、目的に応じて教師や児童生徒の表情をズームによりとらえてもよい。

【授業後の協議】

■視聴方法■

- 指導教員や同僚と一緒にいる場合、プロジェクタや大型テレビ等を使用して大きく映すとよい。
- はじめから順に見たり、テーマや課題に基づき特定の場面に絞って見たりする。
- 気になった場面ごとに一時停止し、その都度協議を行う方法や、ある程度まとまった時間の映像を見た後に協議を行う方法などがある。
- 放課後等で協議を行う場合には、参観していない教員にあらかじめ視聴してもらってから全体協議を行う方法もある。

■視聴の着眼点■

- テーマや課題に基づき、次に示すような具体的な観点等により視聴する。
- ・「一単位時間の授業5（ファイブ）」 ・机間指導、板書、ノート指導等
- ・授業を支える学習基盤、学習規律、学習集団等 ・着目したい児童生徒 ・チェックリスト

■協議の方法■

- 授業を振り返る際の基本的な問いには、(授業者・児童生徒は)「何を考えていたのか」「どう感じていたのか」「何をしたかったのか」「何をしたのか」等があります。また、次のようなやりとりを、テーマや課題に応じて組み合わせて実施すると、より効果的です。
- (指導教員・同僚) ・気付きを促す(～についてどう思いますか?)
 - ・アドバイスする(～してみたらどうでしょう)
 - ・演示する(こんな方法もありますよ。見てください)
 - ・改善方法を基にした模擬授業を促す(実際に～してみましょ)
- (授業者)
 - ・問題点・改善方法を説明する(～と考えて～しました)
 - ・模倣してやってみる(では、自分もやってみます)
 - ・改善点を提案する(このようにしてみたいと思います)
 - ・疑問点を質問する(～についてどうしたらいいのでしょうか) 等

参考資料:「授業力パワーアップセミナーワークブック」[岡山大学大学院教育学研究科・教師教育開発センター(2015)]

○岡山県総合教育センター(2022)『授業を探究する学校 ICTで授業を観合い語り合う学校風土づくり～時間と空間の制約を越えて～』も活用してください。

総合的な学習(探究)の時間

総合的な学習(探究)の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすると同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要です。特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視しています。全国学力・学習状況調査の分析等において、総合的な学習の時間で探究のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど各教科の正答率が高い傾向にあること、探究的な学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合が増えていることなどが明らかになっています。

総合的な学習(探究)の時間における課題と更なる期待としては、以下の2点が挙げられる。

- ・ 総合的な学習(探究)の時間を通してどのような資質・能力を育成するのかということや、総合的な学習(探究)の時間と各教科等との関連を明らかにするということについては学校により差がある。これまで以上に総合的な学習(探究)の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。
- ・ 探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題がある。探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

岡山県が推進するPBL(課題解決型学習)について

PBLとはProject Based Learningの略で、子どもたちが、自ら課題を見つけ、その課題を自ら解決する過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を身に付ける学習方法のことであり、「課題解決型学習」ともいわれます。岡山県では、義務教育段階と高校教育段階のそれぞれを対象としたPBLのガイドブックを作成しています。

義務教育段階の「岡山型PBLガイドブック」では、「岡山型PBL」を「学習内容に応じて、『自己決定の場を設けること』、『振り返りを重視する』こと、『地域の多様な人・もの・ことと関わる』ことを大切にし、『夢育』で重視している非認知能力の育成も意識しながら、各教科等や総合的な学習の時間、特別活動の目標に示す資質・能力を身に付ける学習方法」のことであり、総合的な学習の時間や授業等でのPBLについて解説しています。

高校教育段階の「PBLガイドブック(高校版)」では、総合的な探究の時間におけるPBLの進め方を解説しています。自ら社会に関わっていく経験を重視し、探究のプロセスに課題解決に向けた実践が追加されています。

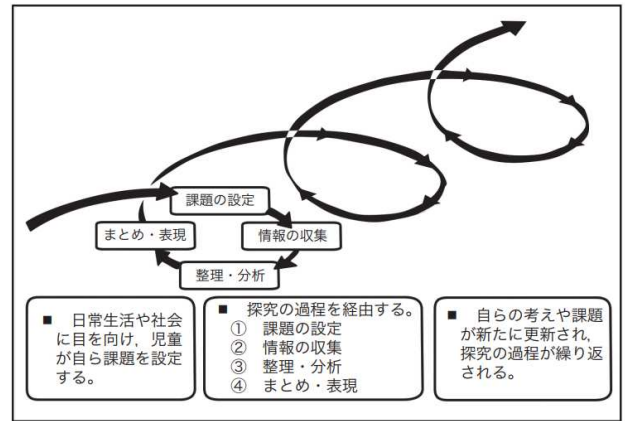
PBLの推進により目指すのは、「自分の頭で考え、自分の言葉で語り、自分の意志で行動できる」若者を育てていくことです。そのためには、総合的な学習(探究)の時間はもちろんですが、各教科の授業や学校生活の様々な場面で「自己決定の場」を設けることが大切になります。ガイドブックには、こうしたPBLの進め方や実践事例が紹介されていますので、是非、参考にしてみてください。

PBL等の取組を発信し、オンラインで交流する場の提供として「おかやま学びたい賞フォーラム」や「高校生探究フォーラム」などがあります。岡山県教育庁のWebページに児童生徒の発表動画等が掲載されていますので、取組の参考にしてください。

探究的な学習の指導

探究的な学習とは

探究的な学習を進めるに当たっては、問題解決的な活動が発展的に繰り返されることが大切です。
つまり、探究的な学習とは図（小学校の例）のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動であり、探究的な学習とするためには、以下のような過程を踏まえることが重要です。



小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【総合的な学習の時間編】から抜粋

- ①【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。
- ②【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④【まとめ・表現】気づきや発見、自分なりの考えなどをまとめ、判断し、表現する。

ここに示した学習の過程は、いつも①から④の順序どおりに繰り返されるわけではなく、学習活動のねらいや特性などにより順序が前後する場合があります。

探究的な学習における指導の進め方

1 課題の設定

探究的な学習では、児童生徒自らが課題意識をもち、その意識を連続発展させることが欠かせません。しかし、児童生徒が自ら課題をもつためには、教員はただ待つのではなく、意図的な働きかけを行い、学習活動との関わり方や出会わせ方などを工夫することが大切です。

■課題の設定における留意点■

- 人、社会、自然に直接関わる体験活動を重視すること
- 児童生徒の発達や興味・関心を適切に把握すること
- これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」、理想と現実との対比などを大切にすること
- 各教科等で身に付けた知識・技能を積極的に活用すること

〈具体的事例〉

●カード発想法的な手法を用いて課題を設定する

- 1 体験活動後に調べたこと、疑問に感じたことを付箋に書く。
- 2 付箋を類型化する。
- 3 類型化した付箋にタイトルを付けたり、キーワードを付けたりする。
- 4 タイトルやキーワードを基に、話し合いを通して課題を明らかにしていく。

●問題を序列化して課題を設定する

- 1 体験を通して明らかになった問題をカードやフリップボードに取り出す。
- 2 序列化するための視点を決める。
(例)・問題の解決は可能かどうか。
・問題の解決は社会的な価値があるか。
・テーマとの整合性はあるか。
- 3 視点に沿って序列化し、追究したい課題を見いだす。

2 情報の収集

課題意識や設定した課題を基に、児童生徒は、観察、実験、見学、調査、探索、追体験などを行います。探究的な学習の過程においては、児童生徒が自覚的に情報を収集する学習活動が展開されることが求められます。

■情報の収集における留意点■

- 体験を通じた感覚的な情報の収集を大切にすること
- 課題解決のために目的をもって情報収集を行うこと
- その後の探究的な活動を深めるために、収集した情報を適切な方法で蓄積すること
- より多くの情報、より確かな情報の収集を行うために、各教科で身に付けた知識・技能を発揮すること

〈具体的事例〉

●アンケート調査で情報を収集する

- 1 調査の目的や調査の対象を誰にするのかを明確にする。
- 2 短く、分かりやすい質問文にする。
- 3 短時間で回答できるよう質問傾向を多くしない。
- 4 単純な質問から意見を問う質問に移っていくようにする。

●集めた多量の情報をコンピュータフォルダに蓄積する

- 1 調査内容に応じてコンピュータにフォルダをつくる。
- 2 集めた情報をフォルダに整理して保存する。
- 3 作成したフォルダを共有し合えるようにする。

3 整理・分析

多様な方法で収集した情報を、整理したり分析したりして、思考する活動へと高めていくことが望まれます。収集した情報を種類ごとに分類したり、細分化して因果関係を導き出したり、批判的・複眼的な視点で分析したりします。これが思考することであり、そうした学習活動を位置付けることが重要です。

■整理・分析における留意点■

- どのような情報が、どの程度収集されているかを把握すること
- どのような方法で情報の整理・分析を行うのかを決定すること
- 整理・分析する活動として、「比較して考える」「分類して考える」「序列化して考える」「関連付けして考える」などの思考との関係を意識すること
- 国語科や社会科、算数科、家庭科などの教科等との関連を図り、教科等と総合的な学習（探究）の時間が互いに支え合うように配慮すること

〈具体的事例〉

●座標軸の入ったワークシートで整理・分析する

- 1 改善策を付箋に書き出す。
- 2 座標軸の視点（集団で一個人で、実現可能ー実現困難）を決める。
- 3 座標軸を用いたワークシートに付箋を貼ってカード発想法的に整理する。

●ベン図で整理・分析する

- 1 多様な情報を付箋やカードに取り出す。
- 2 異なる立場（自分たちの思い、地域の人の思い）を示したベン図を用意する。
- 3 共通点や相違点を考えながらベン図に整理する。

4 まとめ・表現

情報の整理・分析を行った後、それを他者に伝えたり、自分自身の考えとしてまとめたりする学習活動を行うことにより、一人一人の児童生徒の考えが明らかになったり、課題が一層鮮明になったり、新たな課題が生まれたりしてきます。このことが学習として質的に高まることであり、深まりのある探究的な活動を実現することとなります。

■まとめ・表現における留意点■

- 情報を再構成し、自分自身の考えや新たな課題を自覚すること
- 相手意識や目的意識を明確にすること
- 伝えるための具体的な方法を身に付け、内容を明らかにすること
- 各教科等で身に付けた表現方法を積極的に活用すること

〈具体的事例〉

●パンフレットでまとめ・表現する

- 1 伝えたい内容に「見出し」を付けて、カードで整理する。
- 2 「見出し」を並べてパンフレットに載せる順序を決める。
- 3 文章と図や表、写真とのバランスを考える。
- 4 レイアウトに従って文章や図表を貼り付けまとめる。

●保護者や地域住民などに報告する

- 1 発表会に参加される保護者や地域住民に対して、発表後の感想を述べていただくよう、事前に依頼する。
- 2 各グループの発表を行う。
- 3 保護者や地域住民の感想を教師が補足したり板書したりしながら整理し、児童生徒の活動を価値付ける。

特別活動

特別活動の指導について

特別活動は、学校（教師）の創意や教育的識見を生かし、学校の実態や児童生徒の発達段階及び特性に応じて弾力的に実施することが期待されている。その活動には、学級（高等学校では「ホームルーム」、以下「HR」という。）活動のように学級（HR）を単位とする集団の活動と、学級（HR）・学年の枠を超えた集団によるものがある。児童（生徒）会活動、クラブ活動、学校行事は、学級（HR）・学年の枠を超えた「より大きな」集団活動であり、学級（HR）を単位とした集団活動では得られない教育的な効果が期待される実践活動である。しかし、児童（生徒）会活動、学校行事も学級（HR）を単位とした活動が基盤となることが多いので、学級（HR）活動との関連を十分に図る必要がある。

指導に当たっては、集団の各成員が互いに人格を尊重し合い、個人を集団に埋没させることなく、それぞれの個性を生かし、民主的な手続きによって集団の規律を高めていく質の高い集団になるよう、児童生徒とともに努力することが大切である。

1 学級（HR）活動

学級（HR）活動は、児童生徒が所属する学級（HR）において、学級（HR）や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上を図るために、問題点の原因や解決方法を話し合うなどの具体的な活動を通して展開される児童生徒の自主的、実践的な活動である。児童生徒に集団や社会の一員としての自覚や人間としての生き方の自覚を深めさせ、自己を生かす能力を養い健全な生活態度を身に付け、自主的、積極的に学級（HR）集団の充実と発展に寄与できるようにすることが大切である。教師は、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係に基づく温かい雰囲気の中で、児童生徒の実態や学級（HR）集団の発達段階を十分把握し、児童生徒の発想や創意を尊重し、活動のねらいと内容を考えることが大切である。また、教育相談を行うなど生徒指導の全機能が補充、深化、統合されるように留意し、児童生徒の実践的な態度を焦らずに育成する構えをもつことが大切である。

学級（HR）活動の指導に当たっては、教師の支援の下に児童生徒が作成した活動計画を十分尊重しながら、学級の実態や課題等を踏まえ、児童生徒の活動の過程や形態等に見通しをもって指導計画を作成することが大切である。

また、生徒指導及び進路指導をより一層進めるためには、学校的全職員の協力の下にガイダンスの機能を充実させることが大切である。

2 児童（生徒）会活動

児童（生徒）会活動は、児童生徒が教師の適切な指導の下に、学校生活の充実や向上を目指して自発的、自治的な活動を展開する中で、集団に対する所属感や連帯感を育て、自主的、社会的な生活態度を身に付けるとともに、社会性の一層の充実と児童生徒の個性の伸長を図ることをねらいとしている。学校外の社会的活動への参加や協力、他校や地域の人々との交流も含め、児童生徒の希望を反映させ、それぞれの学校が創意を生かし独自の組織をつくり、活動の計画を立て、人間的な触れ合いを深め、協力し合って望ましい集団活動を行うように指導することが大切である。

3 クラブ活動（小学校）

クラブ活動は、同好の児童が生活を楽しく豊かなものにしようという意図の下に、学級や学年の所属を離れて、人間的な触れ合いの中で、自発的、自治的に共通の興味・関心を追求する活動を行うことによって自主性や社会性を養い、個性の伸長を図ることをねらいとしている。教師は、児童の実態を十分把握し、児童の発想や創意工夫を十分尊重しながら興味・関心を望ましい方向に伸ばしていくためのよい助言者になることが大切である。

4 学校行事

学校行事は、学校生活に望ましい秩序と変化をもたらし、学校生活をより豊かで充実したものにする多彩な内容をもつ総合的・体験的な活動である。実施に当たっては、行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、綿密な計画の下に事前及び事後の指導を適切に行い、積極的、実践的な活動の意欲を育成することが大切である。

その他の教育活動

部活動（中学校・高等学校）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意しなければならない。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う必要がある。

話し合い活動による学級（HR）づくり

よりよい生活と人間関係を築く自主的、実践的な態度の育成

互いに認め合い切磋琢磨する集団は、全体の生産性が上がるだけでなく、一人一人の力も効果的に伸ばすことができます。集団活動がプラスに作用するには、「集団としての成果や課題達成」だけでなく、一人一人の「活動への貢献度」や「集団の中での安定感」に注目しながら、「集団のまとまり」を高める指導に努めることが大切です。

特別活動とは、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動です。

	課題達成の機能 生産性	集団維持の機能 凝集性（まとまり）
集 団	集団として、どれだけ 良い成績・成果を残す ことができたか （成果、課題達成）	集団として、どれだけ まとまることができた か （集団のまとまり）
個 人	集団にどれだけ貢献す ることができたと感じ たか （活動への貢献）	集団にどれだけ居やす い場になったと感じた か （集団の中での安定感）

集団活動のポイント

集団を 育成す るプロ セス

- 活動の目標を全員でつくり、その目標について全員が共通の理解をもっていること。
- 活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、それを協力して実践できること。
- 全員で役割を分担し、その役割を一人一人が共通理解し、自分の役割や責任を果たすとともに、活動の目標について振り返り、生かすことができること。

集団活 動の状 況

- 一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結び付きが強いこと。
- 成員相互の間に所属感や所属意識、連帯感や連帯意識があること。
- 集団の中で、互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換や相互の関係が促進されるようになっていること。

学級（HR）活動（小・中・高）

学級（HR）活動（１）

学級（HR）や学校における
生活づくりへの参画

- どのようなものか
 - ・全員が協力して取り組むべき内容を扱う。
 - ・取り上げる内容は児童生徒が決める。
 - ・方法などを話し合い、合意形成したことに基づいて全員で協力してよりよい学級や学校の生活を築く活動。
 - 特徴
 - ・自治的能力を育てる。合意形成を図る話し合い活動。
 - 主な内容
 - ・学級（HR）や学校における生活上の諸問題の解決、学級（HR）内の組織づくりや役割の自覚、学校における多様な集団の生活の向上。
- ※学習指導要領解説（特別活動編）参照

学級（HR）活動（２）

日常生活や学習への適応と
自己の成長及び健康安全

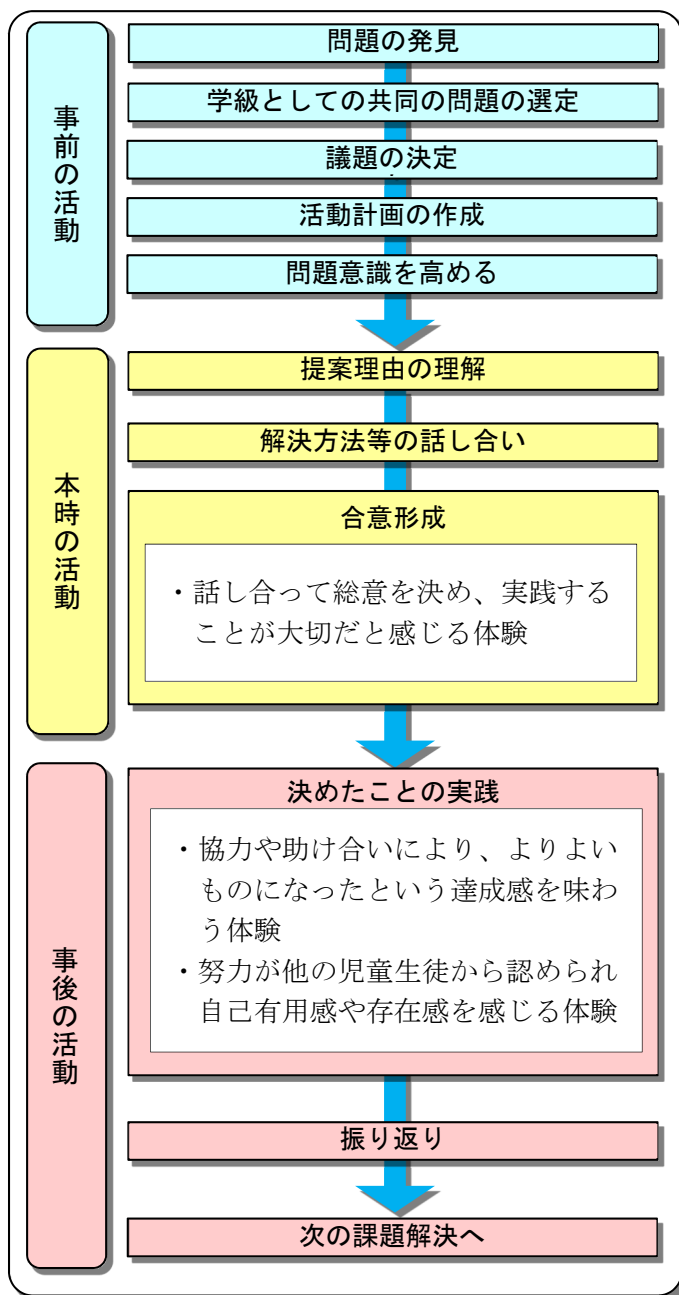
学級（HR）活動（３）

一人一人のキャリア形成と自己実現

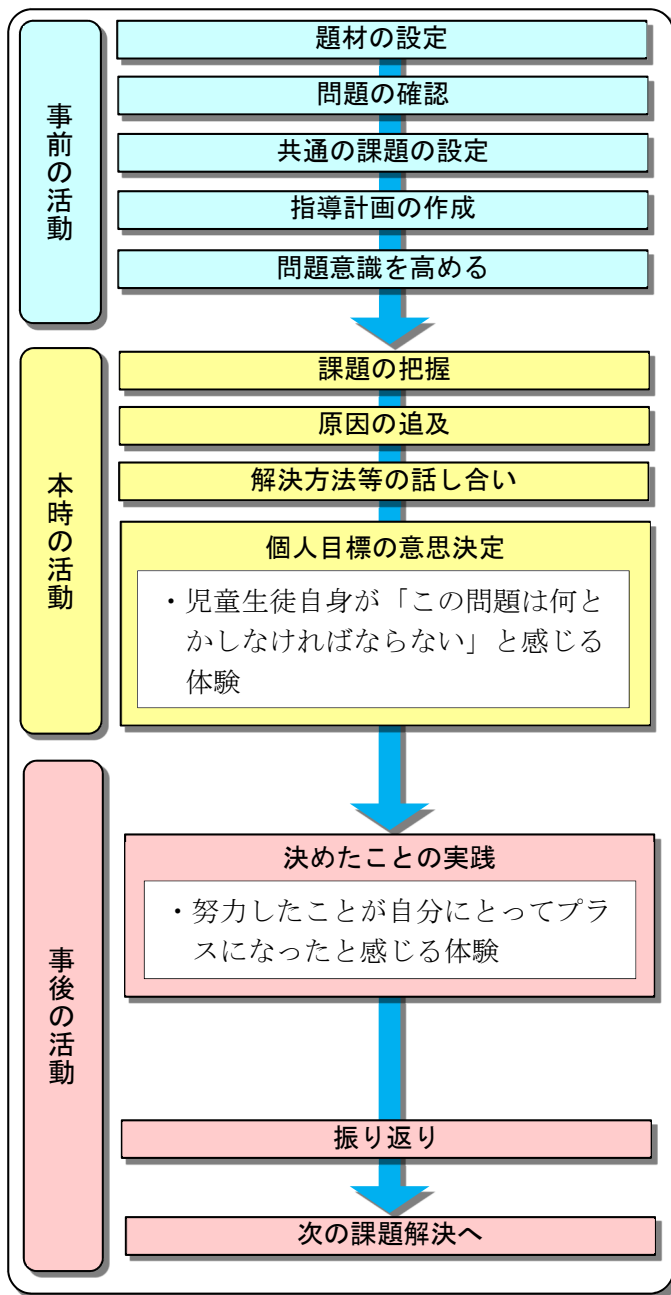
- どのようなものか
 - ・学級（HR）に共通し、個人が努力して解決すべき内容を扱う。
 - ・取り上げる内容を教師が決める。
 - ・解決方法などについて話し合い、意思決定したことに基づいて一人一人が努力し、よりよい自分へと成長しようとする活動。
 - 特徴
 - ・自己指導力を育てる。意思決定をする話し合い活動。
 - （２）の主な内容
 - ・よりよい人間関係の形成、心身ともに健康で安全な生活習慣の形成（確立）等。
 - （３）の主な内容
 - ・現在や将来に希望や目的をもって生きる意欲や態度の形成、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解等。
- ※学習指導要領解説（特別活動編）参照

学習過程を明確にした授業づくり

1 学級（HR）活動（1）の学習過程



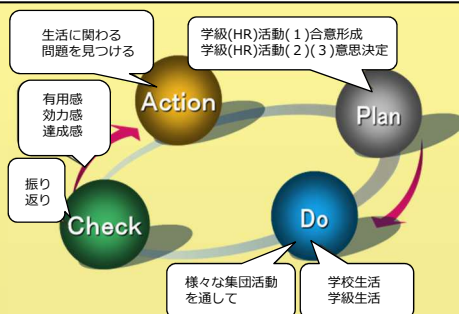
2 学級（HR）活動（2）（3）の学習過程



学級（HR）活動（1）は、ここに示す一連の活動を児童生徒が主体的に行うことによって、自発的、自治的な学級の生活づくりが展開されることとなります。学級（HR）活動（2）（3）は、学級での話し合いを通して、個人の目標を意思決定し、各自で実践する児童生徒の主体的、実践的な活動の特質としており、これらの特質を踏まえた学習過程にすることが大切です。

話し合い活動を核とした生活づくりのマネジメント

PDCAサイクルを意識した適切な振り返りにより、一人一人が有用感、達成感、効力感を味わうことができますようにします。



学級（HR）経営

学級（HR）は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の営みは重要である。学級担任は、学校・学年経営、高等学校・中等教育学校（後期課程）においては、それに加え、課程や学科などの経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

○ 確かな児童生徒理解

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。学級担任の日頃のきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。日頃から、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

○ 児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる学級づくり

学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見つけようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日頃から、児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

○ 校内や家庭、地域との連携

学級経営に当たって、学級担任は、校長や副校長、教頭の指導の下、学年団の教師や生徒指導担当、さらに養護教諭など他の教職員と連携しながら学級経営を進めることが大切であり、開かれた学級経営の実現を目指す必要がある。また、充実した学級経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切である。特に保護者との間で、学級通信や保護者会、家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要がある。

生徒指導

※「生徒指導提要」（2022、文部科学省）から

1 生徒指導の意義

生徒指導とは、「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」と定義され、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことである。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

2 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としている。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。児童生徒が自己指導能力を獲得するために、右図の4点が留意する実践上の視点である。

自己指導能力の獲得に向けての 4 つ の 視 点

- 児童生徒が自己存在感を実感すること
- 共感的な人間関係を育成すること
- 自己決定の場を提供すること
- 安全・安心な風土を児童生徒自らが
つくり上げるようにすること

3 「生徒指導提要」等の活用

この「生徒指導」パートのもととなっている「生徒指導提要」は、生徒指導の実践について、小学校段階から高等学校段階までの組織的、体系的な生徒指導を進めることができるよう、学校・教職員向けに取りまとめられたものである。この初任期教員研修ハンドブックでは、生徒指導の意義や目的等、押さえておくべき点を抜き出しているが、「生徒指導提要」本誌では他に、いじめ、不登校、インターネット・携帯電話にかかわる問題など、個別の課題に対して詳しく記載されており、学校現場で活用しやすいものとなっている。加えて、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「これだけは押さえよう！～生徒指導はじめての一步～」や「生徒指導リーフ」等の既存の資料も引き続き校内での研修等で効果的に活用することができる。

また、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）に基づき策定された「岡山県いじめ問題対策基本方針」が平成30年1月に改定された。法の意義を理解し、いじめの防止はもとより、積極的な認知や組織的な対応等に関する実践力を身に付けなければならない。

さらに、長期欠席・不登校においては、「岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード」等を活用することにより、該当児童生徒の状態像を把握するとともに、支援対象者リストの作成により、児童生徒の現状を可視化し、それに基づく支援計画を学校内や関係機関で共有することが有効である。特に、支援を必要とする児童生徒についてはアセスメントシートを作成し、学年間や校種間で適切に引き継いでいくことが継続した支援につながる。

児童生徒の健やかな成長を願って

児童生徒の健やかな成長は、全ての大人の願いです。私たち教員も児童生徒のよりよい成長を願い、日々の関わりを工夫しながら、児童生徒に向き合います。

生徒指導では、児童生徒が現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力を獲得することが重要です。単に児童生徒の問題行動等への対応だけではなく、学校の教育目標を達成するために全ての教育活動を通して行われるものです。

自己指導能力の獲得に向けての4つの視点

自己存在感を実感する

自分は価値ある存在であると実感することです。教員は一人一人の存在を大切に思っていて関わしましょう。また、気にかけていることを分かりやすく伝えましょう。

「〇〇さん、おはよう」と、名前を呼んで挨拶する。



授業の中で、結果だけでなく頑張っていた過程を認め、褒める。

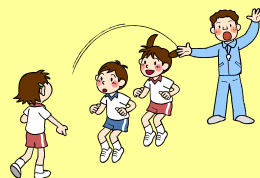
係活動など活躍の場を与え、プラスの評価をする。



共感的な人間関係を育む

共感的な人間関係とは、ありのままに自己を語り、理解し合う人間関係をいいます。教員と児童生徒、児童生徒同士の間で大切です。

休憩時間など一緒に遊んで遊ぶ。



朝の会や帰りの会で互いのよさを認め合える活動を取り入れる。



授業の中で各自の考えや思いを話し、共に学び合う機会をつくる。



自己決定の場を提供する

児童生徒自身に選択や自己決定ができる場や機会を多く設けましょう。

児童生徒が自分で選択したり、決めたりしたことは頑張ってやり遂げようとしています。

学級（HR）に必要な係を決める話し合いの場面を設ける。



一人で考える時間を十分に設ける。

遠足や修学旅行の班行動の決まりを自分たちで決め、行動に責任をもてるようにする。



自らつくる安全・安心な風土

児童生徒一人一人が個性的な存在として尊重され、児童生徒自らが安全・安心な風土をつくり上げるように支援しましょう。

他者を傷つける言動やいじめが起りにくい環境を同僚とともにつくっていきましょう。

どんな発言でも軽視することなく取り上げる。



自分の考えをみんなの前で表現する機会をつくる。

たどたどしい発言でも言い終わるまで待つ。



上の具体的な取組の中には、他のねらいに該当するものもあります。

児童生徒理解を深めよう

児童生徒一人一人が個性の発見とよさの可能性の伸長を図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得するには、確かな児童生徒理解が必要です。

児童生徒一人一人を見つめよう

児童生徒の外見だけでなく、内面を多くの視点・方法で理解しよう。

外面から理解する

健康面

表情の変化、保健室の利用状況等は？

性格・行動面

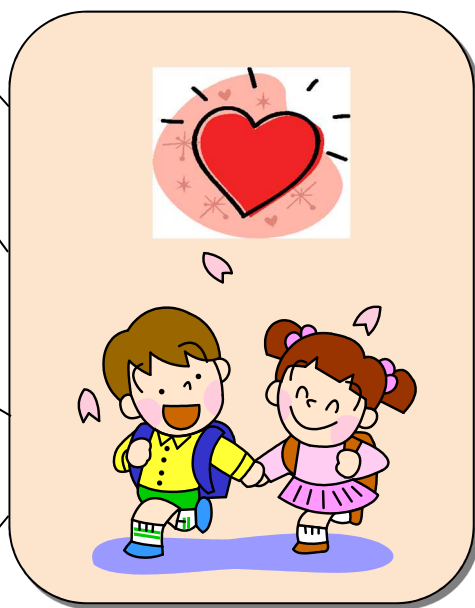
遅刻、欠席の状況は？
服装、持ち物に変化はありますか？

学習面

得意なこと、不得意なことは？

環境面

家族関係や友達関係に変化はありますか？



内面から理解する

- 児童生徒同士の会話や行動・態度・表情に変化はありませんか。日記、作文、生活ノートに書かれている内容や表現はどうでしょうか。気になることがあれば、面接相談でゆっくり話をしてみましょう。
- アンケート調査や心理検査等を活用することで、一人一人の理解を深め、指導・支援の手がかりを得ることもできます。
- 発達についての一般的傾向や特徴を踏まえた理解も必要です。

集団についての理解

指導・支援との連携を図る

できるだけ、多面的に児童生徒を理解した上で、指導・支援の見通しを立てましょう。また、指導・支援を通して一層理解を深めていくことができれば、より適切な指導・支援につなげることができます。

児童生徒が教員に示す態度は様々ではなく、同じ態度に対する教員の理解も様々です。多くの教員と情報連携することにより、児童生徒理解を深めましょう。

所属する集団への満足度は、児童生徒一人一人の学校への適応感や学習意欲と結び付いています。集団の状態を理解し、個と集団の関係を理解することが、より確かな児童生徒理解につながります。

【心理検査の活用について】

児童生徒一人一人や集団の状態を理解するためには、Q-U等の市販の心理検査が活用できますが、心理検査はあくまでも児童生徒理解の一つの材料に過ぎません。日頃の教員による児童生徒理解と検査結果とを照らし合わせた上で、個々の児童生徒や学級(HR)に何が起きているかを分析し、学級(HR)の経営方針や具体的な指導の改善に生かしましょう。心理検査を定期的、継続的に活用して、児童生徒一人一人や集団の理解を深めましょう。

集団を育てる

学校では、学級（HR）、授業、クラブ活動、部活動、児童（生徒）会活動など、集団を単位として教育が行われます。集団指導と個別指導は別々のものではなく、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用によって、児童生徒は社会で自立するために必要な力を身に付けていきます。



集団指導における教育的意義



社会の一員としての 自覚と責任の育成

児童生徒は集団での活動を通して、社会の一員として生活を営む上で必要なルールやマナーを体験的に習得していきます。

【支援のポイント】

- ルールやモラルの意義について考える機会を設定する。
- 正義感や公正さを重んじる心、自律・自制の心などの大切さについて理解する機会をつくる。

他者との協調性の育成

児童生徒は集団での活動を通して、他人を理解するとともに、自分の感情や行動をコントロールできるようになり、協調性が育まれていきます。

【支援のポイント】

- 児童生徒全員が活躍できる場と機会を設定する。
- 互いが支え合う集団活動における個々の役割の意義を説明し、役割分担を行う。

集団の目標達成に 貢献する態度の育成

児童生徒は集団での活動を通して、所属感、帰属感を高め、集団に貢献する態度が育まれていきます。

【支援のポイント】

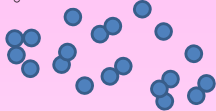
- 集団の中で、児童生徒一人一人の個性や特性を生かすことを重視する。
- 集団の目標設定に児童生徒も参画するように配慮する。

学級（HR）集団をつくる

児童生徒の生活の場である学級（HR）が一人一人の安心や成長を保障する望ましい集団となるためには、教員の適切な働きかけが必要です。学級（HR）集団は、成熟するだけではなく、退行してしまうこともあります。集団の成熟に合わせて教員が関わり方を変え、集団のさらなる成熟を促すことが大切です。集団が成熟する中で、個の成長が促進されます。

【混沌・緊張期】

- ・児童生徒同士に交流が少なく、学級（HR）のルールも定着していない。
- ・一人一人がバラバラ。
- ・集団への帰属意識が低い。

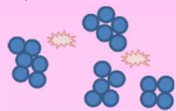


教示的な関わり ルールの設定

- ① 児童生徒の願いを取り入れた「理想の学級（HR）」の状態を確認し、学級（HR）目標を設定し合意する。
- ② 学級（HR）目標を達成するためにみんなで守るルールを設定する。
- ③ 教員もルールを守ることが約束する。
- ④ ルールの具体的なイメージがもてるように説明する。
- ⑤ 人と関わる上で最低限のマナーとなる社会的スキルについて指導する。

【小集団成立期】

- ・学級（HR）のルールが意識され始める。
- ・児童生徒同士の交流も活性化するが、その広がりには気心の知れた4～6人の小集団内に留まる。



説得的な関わり ルールの定着

- ① 教員もルールを守っている姿を児童生徒に見せる。
- ② ルールを守っている児童生徒を積極的に褒め、そのような行動を奨励していく。
- ③ ルール違反には、適切に対応する。
- ④ 生活班や係活動などを積極的に活用し、ルールの定着を図る。
- ⑤ 行動に対するプラス評価は周りから、マイナス評価は本人から言わせるようにする。
- ⑥ 集団参加する上で最低限のマナーとなる社会的スキルについて指導する。

【中集団成立期】

- ・学級（HR）のルールがかなり定着する。
- ・小集団同士のぶつかり合い後の安定状態。
- ・複数の小集団が連携でき、学級（HR）の半数の児童生徒が一緒に行動できる。



参加的な関わり ルール内在化・習慣化

- ① 再度、どのような学級（HR）集団をめざすのかをみんなで話し合い、必要なルールを再設定し、確認する。
- ② 活動前には目標・役割分担・活動の流れをみんなで確認する。
- ③ 教員は学級（HR）の「目標の表明」「ルールの対応」「日々の行動」に一貫性をもたせる。
- ④ 学級（HR）に貢献できた・必要とされたという喜びを体験できるようにする。
- ⑤ 人との関わり方や、集団参加を良好に維持するための社会的スキルについて指導する。

【全体集団成立期】

- 【自治的集団成立期】
- ・学級（HR）のルールが児童生徒に内在化され、一定の規則正しい全体生活や行動が温かな雰囲気の中で展開される。
- ・児童生徒は自他の成長のために協力できる。



委任的な関わり 児童生徒相互の 親和的な人間関係

- ① 教員のリーダーシップを「参加的」から「委任的」へ柔軟に切り替える。
- ② 指導する際にも、児童生徒の主体性を尊重する。
- ③ 個人へのサポートは適切にさりげなく行う。
- ④ 適切なタイミングで児童生徒の意欲の喚起・維持を行う。
- ⑤ リーダーを支えながら学級（HR）内の世論を建設的な方向に向ける。

適応上の問題や心理面の問題がある児童生徒との関わりは？

心に不安や緊張などがたまると、心はバランスを保とうとし、それが「身体面」「精神面」「行動面」にサインとなって現れることがあります。しかし、児童生徒自身は気付いていなかったり、気付いていても、なかなか自分からは言い出せなかったりします。教師はこのようなサインをキャッチして、早めの支援ができるように、日頃の関わりを大切にしましょう。



身体面に現れると…

- 頭痛、腹痛、下痢、吐き気など体調不良になる。
- 食欲不振や不眠などになる。



精神面に現れると…

- チックや頻尿、爪かみ、抜毛などが本人の意思とは無関係に起こる。
- やせているのに、太っていると思うようになる。(極端に食べなくなる)
- 特定の遊びに没頭し、現実の世界から逃避する。
- 抑うつ的になる。(無口になる 遊ばなくなる 表情が乏しくなる)
- 情緒が不安定になる。(怒りっぽくなる メソメソする)

行動面に現れると…

- 保護者から離れられない。
- 友達関係や遊びが変化する。
- 何事も投げやりになる。
- 集団から孤立するようになる。
- 不登校傾向を示す。
- 万引きなど非行傾向を示す。

このようなサインに気付いたら…

- 児童生徒の「心」や「気持ち」を理解するように声をかけましょう。
 - ・「最近どう？」などと話しかけ、話しやすい雰囲気をつくりましょう。
 - ・児童生徒の行動には必ず理由があります。そうせざるを得ない児童生徒の気持ちを察してみましょう。(共感的理解)
- 教員が気にかけていることを分かりやすく伝えましょう。
 - ・「最近、元気がないように見えるけど。心配だな。」(Iメッセージ)
- 学校での様子や家庭での様子など、保護者との情報交換を行いましょう。

児童生徒が休み始めたら…

児童生徒が休む理由は様々で、同じ対応はありません。児童生徒を理解した上で関わるのが大切です。現在の様子や心身の健康状態などを多面的・多角的に情報収集し、アセスメントを継続しながら支援方針を考えます。本人や家族と関わる際には、気持ちや願い、必要な支援、得意なことや興味・関心を知り、安心感が伝わる対応を心がけましょう。

一人で悩まない

- 管理職や学年主任に報告・相談しましょう。また、生徒指導・教育相談係や先輩教員などにも相談し、様々な見方や対応について助言や援助を受けましょう。
- 養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携を図るとともに、状態によっては、外部機関との連携も視野に入れて相談しましょう。

授業の中での生徒指導

学習指導要領の改訂により、解説の総則編「生徒指導の充実」の中で、生徒指導を「学習指導と関連付けながら」充実させることが強調されています。

授業の中での生徒指導とは

二つの側面

授業を成立させる
ための生徒指導

授業に内在化した
生徒指導

自己指導能力の獲得に向けての4つの視点

- ①「児童生徒が自己存在感を**実感**すること」
- ②「共感的な人間関係を**育成**すること」
- ③「自己決定の場を**提供**すること」
- ④「安全・安心な風土を児童生徒自らが**つくり上げる**ようにすること」

- 授業の中での生徒指導とは、授業規律を徹底することだけではありません。授業の中でよりよい人間関係を築いたり、主体的に学習する子供を育てたりすることも大切です。
- 左図にある授業の中での生徒指導の二つの側面の**両方を充実させる**ことが、生徒指導のねらいである**自己指導能力の獲得**につながります。
- 「授業を成立させるための生徒指導」の充実には、学習規律を確実に定め、それを徹底していくことが重要です。（P.14【学習指導】「生活規律・学習規律」「学習規律の徹底に向けて」参照）
- 「授業に内在化した生徒指導」を充実させるためには、授業の中に児童生徒が**自己指導能力を獲得するための4つの視点**を意識した働きかけを意図的に取り入れることが重要です。

授業の中での生徒指導とは、
何か新しく特別なことをするわけではありません。

例えば、『グループで考えを共有する場面』

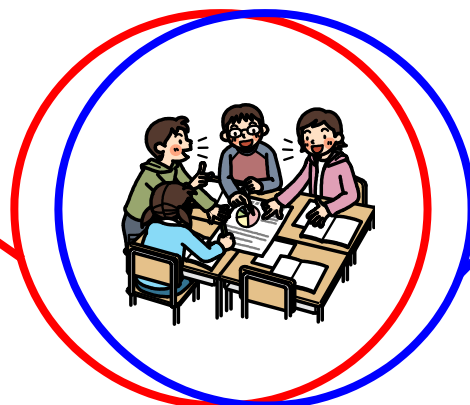
教科指導

の視点で見ると

対話的な学びの実現
に向けた活動

＜目指す子供の姿＞

自己の考えを広げ
深める



生徒指導

の視点で見ると

共感的な人間関係を
育む場

＜目指す子供の姿＞

互いの考えを肯定
的に認め合い、尊
重する

教科指導と生徒指導を相互に関連付けることで、主体的・対話的・深い学びにつながるだけでなく、個性を伸ばし、社会的資質や行動力を高めます。

キャリアデザイン（自己成長のマネジメント）

教員が課題を克服し成長を続けるためには、自律的にキャリア形成をすること、すなわち、現在の自分を出発点とし、目標を設定しながらその実現に向けて将来を設計することが重要です。

キャリアデザインする力

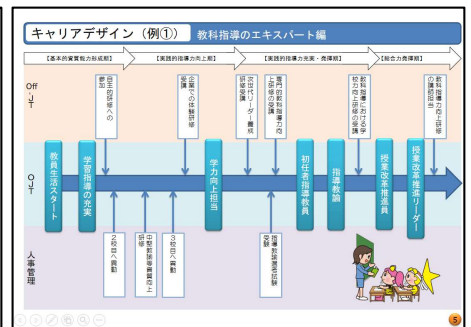
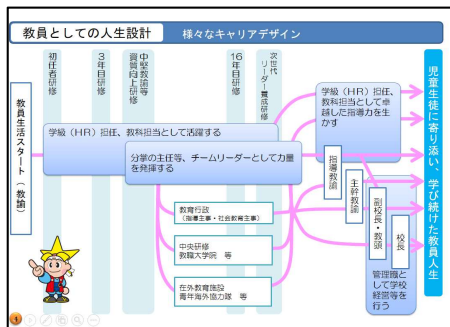
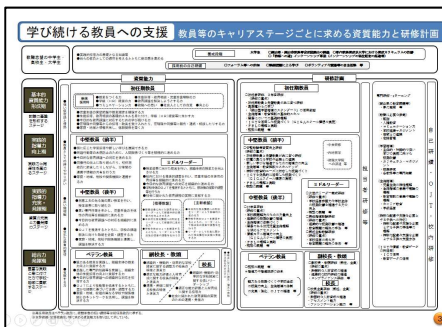
県総合教育センターが実施する経験年数別研修講座においては、教職人生全体を通じた目指す教員像やそれに近づく過程をキャリアデザインとして描き、キャリアステージごとに求める資質能力に対して、今の自分の姿を知り、目指す教員像に近づくための計画や実践の振り返り等をするための時間を設定しています。



キャリアデザインの具体的な手順

1 岡山県の教員として求められている資質能力や、様々なキャリアを知る

- ① 「岡山県教員等育成指標及び研修計画」を参照し、教員としてどのような資質能力が求められているかを知る。
- ② 教員としてどのようなキャリアがあるのかを知る。
- ③ 教員としてのキャリアの例を見る。

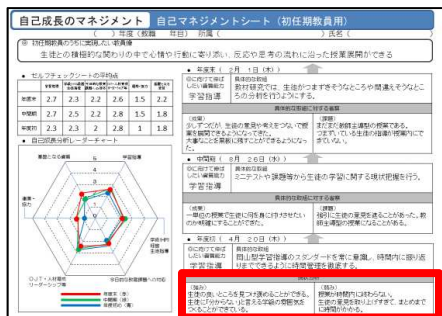
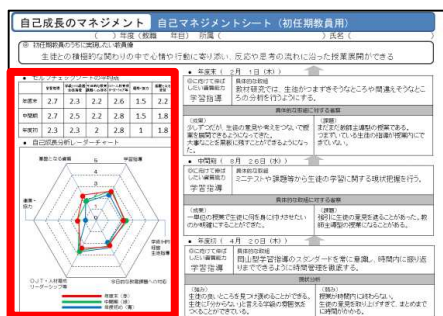


2 「自己成長のマネジメント」 今の自分の姿を知る（これまでの成果の確認、現状分析）

- ① これまでの自分の歩みや現状を知ることで(ア)の今の姿を知る。
- ② (ア)を知るために、3年間の自分の歩みを振り返る。
- ③ (ア)を知るために、各項目の5段階評価、評価した日付、平均点を記入する。

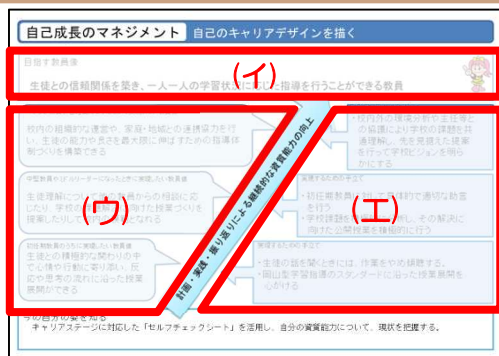
④ ③で評価した平均点を転記するとともに、レーダーチャートへプロットする。(年度初めの場合は、青色)

⑤ ②～④までを総合的に見つめ、今の自分を強みと弱みに分けて記述し、分析する。



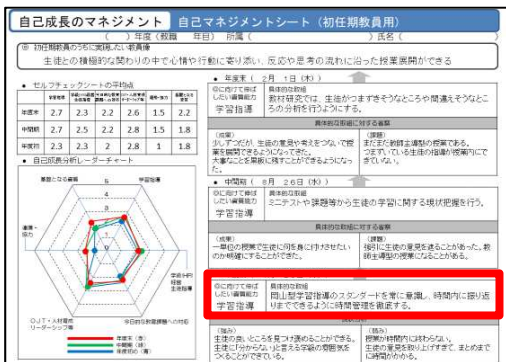
3 「自己成長のマネジメント」 自分の「夢」と、その実現に向けた方向性を描く

- ① 自分の「夢」として目指す理想の教員像を(イ)に記述する。(目指す教員像(夢))
- ② 各キャリアステージになったとき、そのキャリアステージの間に実現したい力について(ウ)に記述する(〇〇教員になったときに実現したい教員像)。また、(ウ)を実現するための具体的な手立てを(エ)に記述する。(実現するための手立て)



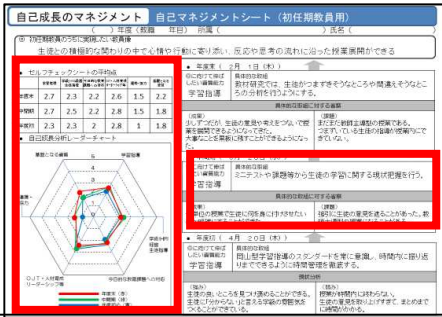
4 「自己成長のマネジメント」 「夢」に迫るための具体的な取組を考える

自己マネジメントシートの目指す教員像に迫るための具体的な取組を考える。



5 「自己成長のマネジメント」 具体的な取組に基づき実践する

- ① 取組を定期的(中間期や年度末等)に振り返り自己評価する。
- ② 取組に対する成果と課題を確認し、新たな取組を考える。

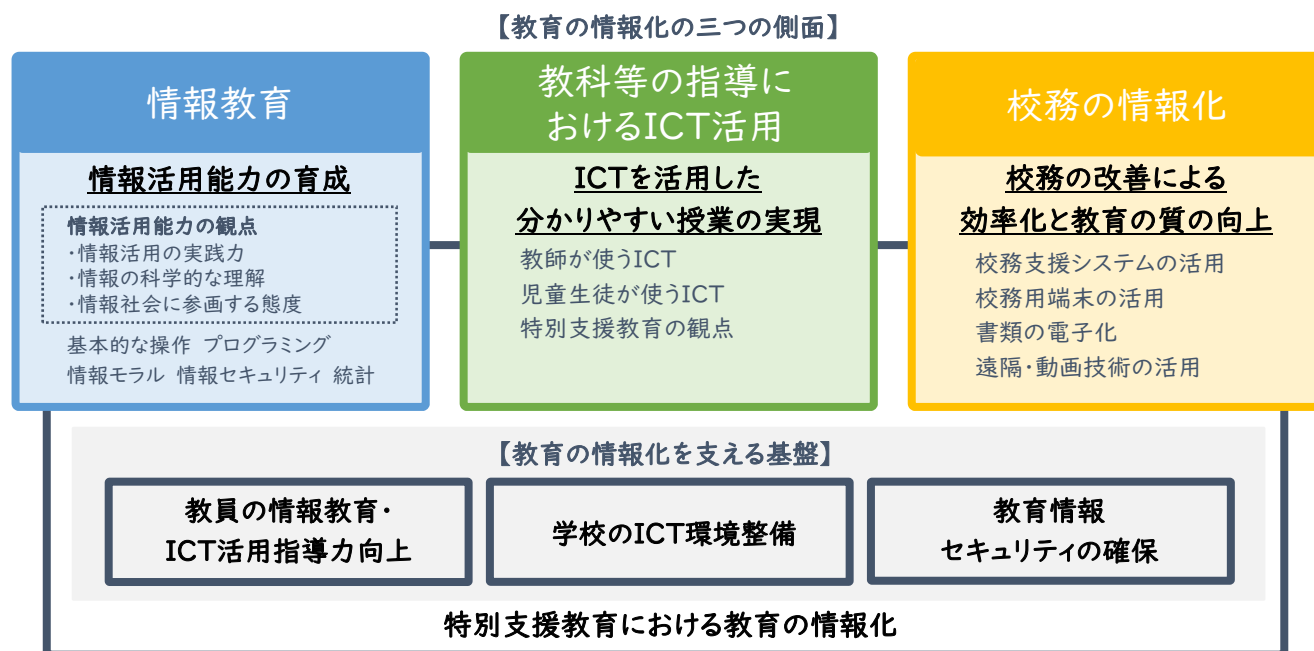


※「学び続ける教員のためのキャリアデザインノート」は、県総合教育センターWebページからダウンロードすることができます。 <https://www.pref.okayama.jp/page/672071.html#note>

教育の情報化（ICTを用いた指導法）

■校内の教育の情報化推進の概要

「教育の情報化」については、学習指導要領を補完する資料として「教育の情報化の手引-追補版-(令和2年 文科省)」にまとめられています。教育の情報化の推進には三つの側面をバランス良く推進し、それを支える基盤を充実させる必要があります。



■学習指導要領の趣旨の実現に向けた教育の情報化の推進

学習指導要領等には、教育の情報化の果たす役割の重要性が示されています。その中で基本となる主な項目を下記のA～Hにまとめました。これらを単独で取り入れるのではなく、学習指導要領の趣旨の実現に向けた授業改善と合わせて取り組んでいくことが大切です。

- A** **情報活用能力は学習の基盤としての資質・能力**
 ・学習指導要領の総則に記載されています。情報活用能力の育成の視点を意識した授業づくりが大切です。
- B** **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**
 ・ICT活用が授業改善を下支えします。教師が使う場面と児童生徒が使う場面で、活用の視点に違いがあります。
- C** **教師によるICT活用の充実**
 ・学習内容を分かりやすく伝えるためのICT活用が基本です。視覚的な情報を効果的に活用して説明します。
- D** **児童生徒のICT活用の充実**
 ・児童生徒の1人1台端末の日常的な活用の充実に図ります。個別学習や協働学習等様々な学習場面が考えられます。
- E** **文字入力等の情報手段の基本的な操作と学習スキルの習得**
 ・情報活用能力の体系的な指導を実践することが必要です。学習過程の充実と主体的な学習活動を目指します。
- F** **プログラミング教育の推進**
 ・小学校プログラミング教育の必修化への対応と、中高のプログラミング教育の充実を目指します。
- G** **特別支援教育の観点におけるICT活用**
 ・個々の特性や状況に応じて、テクノロジーを学習や生活を支援するためのツールとして活用します。
- H** **推進体制の工夫とICT環境整備**
 ・校内の推進を充実させるためには組織的な取組と、校内研修等による教員のICT活用指導力の向上が重要です。

活用場面に応じたICTの効果的な活用

■ 児童・生徒の考える活動を充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現できます。

個別学習



情報活用能力
の育成の視点

協働学習



個に応じた学習



個々のペースに合わせた学習

個別に考えた意見や成果物を持ち寄り、学びの過程を交流することにより、対話的な学習の実現が期待できます。

1人1台の端末環境では、個々の課題や学びのペースに合わせた、主体的な学習の実現が期待できます。

協働での意見の整理



グループで考えを共有

児童・生徒が発表する



発表資料を大きく映す

教師が積極的にICTを活用すると、児童や生徒も効果的な活用が身に付き、発表など伝える活動が充実します。

児童生徒が主体的に学習活動を進めるためには、教師の明確な指示が必要です。

学習活動の明確な指示



視覚的な情報を使って説明

大型提示装置に動画コンテンツを提示することで、学習課題を効果的に提示・説明できます。デジタル教科書の活用も増えています。

児童生徒の視線の集中
説明・指示の徹底
興味・関心の高揚
内容の理解と知識の定着
特別支援教育の観点

多くの情報の中から必要な情報だけを焦点化して提示することにより、児童・生徒の注目を引き、より分かりやすい説明が実現できます。

動画コンテンツの活用

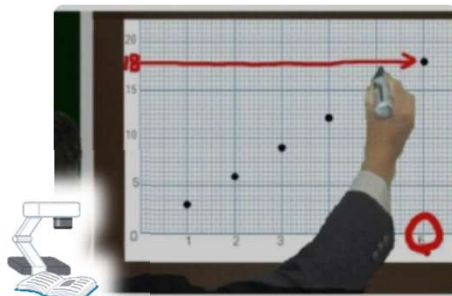


大画面で教材提示

一斉学習

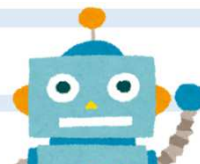


必要な情報だけ大きく映す



実物投影機でグラフのみを拡大提示

■ 知的好奇心を高め、学習活動を支援するツールとして活用できます。



道徳教育

道徳教育の目指すもの

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

学校の教育活動全体を通しての道徳教育

道徳教育の目標を達成するためには、全教育活動を通じて一貫した指導を行っていく必要があり、児童生徒の発達段階を踏まえた指導をすることが大切である。

各学校においては、校長の方針の下、道徳教育の推進を主に担当する教師（小・中・高等学校では「道徳教育推進教師」）を中心に、諸計画を全教師で作成し、全教師の共通理解の下で道徳教育を推進する、家庭や地域との連携を深める等、協力して道徳教育を展開する体制の整備が必要である。

指導に当たっては、道徳教育の全体計画と要となる「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）の年間指導計画を作成しなければならない。また、学級においては、道徳教育の全体計画を学級段階で具体化し、児童生徒や学級の実態に応じ、教師の個性を生かした道徳教育を展開する指針となる指導計画が必要である。

幼稚園・こども園においては、友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになるという道徳性の芽生えを考慮して指導を行うことが大切である。

小・中学校においては、全教育活動における道徳教育と、道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導とが、十分な関連をもって機能するようにしなければならない。道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、豊かな体験を充実することや、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにすることに配慮することが必要である。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意することが大切である。

高等学校においては、生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づいて行為しうる発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとする。また、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行うことが大切である。

なお、道徳教育に家庭や地域社会の果たす役割の重要性から、道徳教育を進めるに当たっては、全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を公表したり、道徳科の授業を公開したり、授業や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

道徳科の指導（小・中学校）

1 道徳科の指導のねらい

道徳教育の要としての道徳科の時間は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中学校：「広い視野から」を挿入）多面的・多角的に考え、自己の（中学校：「人間としての」に置換）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標としている。

2 学習指導過程

道徳科の時間の学習指導過程とは、ねらいに含まれる道徳的価値について、児童生徒が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるようにするための教師の指導と児童生徒の学習の手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童生徒の学習活動、主な発問と予想される児童生徒の発言、指導上の留意点、指導の方法、評価の観点などを指導の流れに即して記述することが多い。

また、導入、展開、終末の各段階を設定することを基本とするが、いたずらに固定化、形式化することなく、それぞれの学級の実態、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて弾力的に扱うなどの各段階での多様な工夫をすることが望ましい。

導入は、主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階であると言われる。

具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられる。

展開は、ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に、自己を見つめる段階であると言われる。

具体的には、児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。そこでは、教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童生徒がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。中学校では、問題解決的な学習や体験的な活動を取り入れる場合には、生徒と教師、生徒相互の対話の深まり、議論の深まりが、生徒の見方や考え方の高まりを促すことから、課題に応じた活発な対話や議論が可能になるよう工夫することが求められる。

終末は、ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階であると言われる。この段階では、学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。中学校では特に、生徒一人一人が、自らの道徳的な成長や明日への課題などを実感でき確かめることができるような工夫が求められる。

3 道徳科に生かす指導方法の意義と工夫

道徳科に生かす指導方法には多様なものがある。ねらいを達成するには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工

夫して生かしていくことが必要である。そのためには、教師自らが多様な指導方法を理解したり、ICTの活用方法などを身に付けたりしておくとともに、児童生徒の発達の段階などを捉え、指導方法を吟味した上で生かすことが重要である。指導方法の工夫の例としては、次のようなものが挙げられる。

○教材を提示する工夫

- ・教師による読み聞かせ（範読）を行う
- ・紙芝居、影絵、人形、ペープサートなどを生かして劇のように提示する
- ・音声や音楽の効果を生かしたりビデオを活用したりする
- ・あえて精選した情報を提示し、想像を膨らませ、思考を深める

○発問の工夫

- ・児童生徒の思考を予想し、それに沿った発問をする
- ・考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考える発問などを行う
- ・授業のねらいに深く関わる中心的な発問、それを生かすためのその前後の発問を行う

○話合いの工夫

- ・考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じた効果的な話合いを行う
- ・座席の配置の工夫、討議形式、ペア対話やグループによる話合いを取り入れる
- ・教師が適切な指導・助言を行い、話合いをより効果的にする
- ・児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出すことのできる学級の雰囲気をつくる

○書く活動の工夫

- ・学習の個別化を図り、児童生徒の感じ方や考え方を捉え、個別指導を行う
- ・一冊のノートなどを活用することによって、児童生徒の学習を継続的に深めていく

○動作化、役割演技等の表現活動の工夫

- ・児童生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技
- ・動きや言葉を模倣して理解を深める動作化
- ・音楽、所作、その場に応じた身のこなし、表情などで自分の考えを表現する
- ・実際の場面の追体験や道徳的行為などをしてみる

○板書を生かす工夫

- ・思考の流れや順序を示すような順接的な板書を行う
- ・教師が明確な意図をもって対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりする
- ・教師と児童生徒が共につくっていくような創造的な板書

○説話の工夫

- ・教師の体験談や願い、さまざまな事象について所感を語る
- ・身近な話題や、時事問題、ことわざや格言、心に残る標語などを盛り込んで話す
- ・地域の自然や伝統文化に関することを盛り込んで話す

4 道徳科の評価

道徳科では、「児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」とされている。評価は、常に指導に生かされ、結果的に児童生徒の成長につながるものでなくてはならない。児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが求められる。他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要であるとされている。

外国語教育（小学校における外国語活動・外国語科）

外国語活動・外国語科導入の趣旨

外国語活動・外国語科の導入に当たっては、平成28年12月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が踏まえられている。

- ・ 成果として、小学校では、平成23年度から高学年において外国語活動が導入され、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上が認められる。
- ・ 課題として、音声中心で学んだことが中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない、日本語と英語の音声の違いや英語の発音と綴りの関係、文構造の学習において課題がある、高学年は児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどが挙げられる。
- ・ 現状では、学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校種間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法などを発展的に生かすことができないといった状況が見られる。

- 今回の改訂では、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることが重視された。

目標及び内容等のポイント

1 外国語活動

(1) 目標

- ・ より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標としている。
- ・ コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するため、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を設定している。
- ・ 外国語活動の目標を踏まえ、英語では、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の三つの領域で目標を設定している。

(2) 内容構成

中学年の外国語活動の目標及び英語の目標を実現するため、

- ① 「知識及び技能」として「英語の特徴等に関する事項」
- ② 「思考力、判断力、表現力等」として「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」
- ③ 「知識及び技能」を活用して「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動、言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」
- ④ 高学年の外国語科や中・高等学校における指導との接続に留意しながら指導すべき留意点等

に整理されている。

(3) 内容

高学年の外国語科や中・高等学校における学習内容との接続の観点も踏まえ、次のように設定されている。

- ・「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにする。
- ・「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

2 外国語科

(1) 目標

- ・より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標としている。
- ・コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を設定している。
- ・外国語科の目標を踏まえ、英語では、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」の五つの領域で目標を設定している。

(2) 内容構成

高学年の外国語科の目標及び英語の目標を実現するため、

- ①「知識及び技能」として「英語の特徴やきまりに関する事項」
- ②「思考力、判断力、表現力等」として「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」
- ③「知識及び技能」を活用して「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動、言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」
- ④中学年の外国語活動や中・高等学校における指導との接続に留意しながら指導すべき留意点等

に整理されている。

(3) 内容

中学年の外国語活動や中・高等学校における学習内容との接続の観点も踏まえ、次のように設定されている。

- ・「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ・「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導する。

指導上の配慮事項等

1 外国語活動

- ・外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うことが重要である。
- ・題材や活動の内容を考える際は、中学年という発達の段階を考慮し、例えば中学年の児童が身の回りで経験したことのある場面を設定する、中学年の児童にとって身近で簡単な事柄を取り上げる、活動が単調にならないように注意する、などの工夫を行う必要がある。
- ・単に楽しい活動を行うのではなく、ねらいを明確にした言語活動を設定して、児童が使える外国語を駆使し、様々な相手と互いの思いを伝え合ったり、新たな発見等が得られたりするなど、コミュニケーションを図ることの楽しさを実際に体験させるようにする。
- ・知識のみによって理解を深めるのではなく、異なる文化をもつ人々との交流等、体験を通して文化等の理解を深めさせるように配慮し、言葉の大切さや豊かさ等に気付かせたり、言語に対する興味や関心を高めたり、これらを尊重する態度を身に付けさせたりする。

2 外国語科

- ・外国語科においては、段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加え、指導の系統性を確保するとともに、言語能力上の観点から言葉の仕組みの理解（活字体で書かれた文字や単語などの認識、日本語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、語順の違い等の文構造への気付きなど）を促す指導を行う。
- ・「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導する。
- ・児童がネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などとのコミュニケーションを通じて、標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得することや、英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されることも重要である。

教材・教具等の活用

文部科学省及び独立行政法人教員研修センター作成の外国語活動関連支援教材・教具等には、次のようなものがある。指導や研修に十分活用することが大切である。

- ・「Let's Try! 1、2」、「We Can! 1、2」児童用教材、年間指導計画例、学習指導案例
*「Let's Try!」、「We Can!」は教科書ではないが、学習指導要領に則って作成されている。
- ・「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」
- ・「文部科学省 next チャンネル（研修用動画）」（YouTube）
- ・「英語教育推進リーダー中央研修 DVD 教材〔小学校〕」
- ・「英語教育推進リーダー中央研修 DVD 教材〔小・中・高〕」
- ・「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料(小学校版)」DVD
- ・「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料 2 (小学校版)」DVD
- ・「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料 3 (小学校版)」DVD
- ・「えいごネット」英語教育ポータルサイト（（財）英語教育協議会（ELEC）、文部科学省協力）

評価について

1 外国語活動

外国語活動では、児童が実際に外国語を使ってコミュニケーションを図るという体験を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けることをねらいにしているため、学習の状況や成果などについては、意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて評価する。なお、外国語活動の記録に当たっては、設定された観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

＊評価の観点及びその趣旨＜小学校 外国語活動の記録＞

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 文部科学省）より

観 点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に 取り組む態度
趣 旨	- 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 - 日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 - 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

2 外国語科

評価については、目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行い、評定を行うことになる。

＊評価の観点及びその趣旨＜小学校 外国語＞

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 文部科学省）より

観 点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に 取り組む態度
趣 旨	- 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解している。 - 読むこと、書くことに慣れ親しんでいる。 - 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどの知識を、聴くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。	- コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。 - コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

特別支援教育

1 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

2 特別支援教育の基本的な考え方と形態

特別支援教育は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等において、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。特別支援学校で実施されている教育活動の他、小学校・中学校の特別支援学級、小学校・中学校・高等学校の通級による指導、通常の学級等で様々な指導形態により行われる。

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）のうち、比較的障害の程度が重度であったり、複数の障害を併せ有していたりする幼児児童生徒に対して教育を行う学校であり、小学部・中学部・高等部を設置している。また、幼稚部を設置している学校や、就労による社会自立を目指す高等部単独の学校（高等支援学校）もある。

特別支援学級は、障害が比較的軽度な児童生徒の教育を行うために、小・中学校に置かれている学級であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

通級による指導は、小・中学校の通常の学級及び高等学校（平成 30 年度から）に在籍している比較的障害の程度が軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態である。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象にしている。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導の充実を図るため、幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を進めてきた。具体的な支援の方法等については、個々の実態に応じて「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成するとともに、関係する教員がケース会議や校内委員会で検討し、さらに全教職員が参加する職員会議等で確認することによって、学校全体での支援を行うことが大切である。

3 教育課程

(1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校では、幼稚園・小学校・中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動」という特別の指導領域を設けている。また、幼児児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程を編成することができる。

なお、知的障害のある児童生徒を教育する特別支援学校の各教科の目標や内容は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」第 2 章第 1 節第 2 款及び第 2 節第 2 款、「特別支援学校高等部学習指導要領」第 2 章第 2 節第 1 款に独自に示している。

○ 自立活動とは

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能を養い、人間としての調和のとれた能力の育成を目指している領域で、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの区分で構成されている。特別支援学校のエデュケーショナル・プログラムにおいて特別に設けられた指導領域であり、授業時間を特設して行う時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動と密接な関連を図ることが大切である。また、具体的な指導内容を設定する際には、障害の状態や発達の程度等を的確に把握し、学習指導要領等に示されている 27 項目の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが大切である。

(2) 特別支援学級のエデュケーショナル・プログラム

特別支援学級での特別のエデュケーショナル・プログラムについては、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする自立活動を取り入れること。また、実態に応じたエデュケーショナル・プログラムを編成する。

(3) 通級による指導のエデュケーショナル・プログラム

通級による指導では、特別のエデュケーショナル・プログラムを編成する場合には、小・中学校及び高等学校（平成 30 年度から）のエデュケーショナル・プログラムに加え、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする自立活動の指導を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うこともできる。

(4) 通常の学級における特別支援教育

小学校・中学校・高等学校等における通常の学級での教育は、各学校種のエデュケーショナル・プログラムに基づいて行われるため、特別なエデュケーショナル・プログラムを編成することはできないが、授業のユニバーサルデザインを図る等、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりを行うことや、自立活動の内容を参考にするなど、一人一人の児童生徒の困難さに応じて必要な支援や適切な指導を行うことが求められている。

特に本県において「通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり」とは、

- 実態把握（アセスメント）と指導計画
- 授業のユニバーサルデザイン
- 個別の支援
- ICT の効果的な活用

の四つのアプローチによる授業改善と考えている。

具体的な取組に当たっては、「岡山型学習指導のスタンダード」で授業づくりの基本を押さえた上で、「改訂版通常の学級の特別支援教育ガイド」や「授業のユニバーサルデザイン」の考え方等に基づいて授業改善に取り組むことが大切である。（P. 46「通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり」参照）

また、小・中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説の各教科編にある指導計画作成上の配慮事項には、次のような記述がある。

※以下、引用は小学校学習指導要領解説国語編のものである。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を容易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。（具体的な配慮事例等については、小・中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説の各教科編にある指導計画作成上の配慮事項を参照。）

4 支援に当たって

(1) 児童生徒の理解から手立てへ（P. 47「児童生徒の気になる行動についての理解と支援方法」参照）

(2) 基本的な配慮（P. 48、49「全ての児童生徒が安心して生活を送るための教育的支援」参照）

- ・ 通常の学級では、学級経営の中に特別支援教育の観点を取り入れて、「児童生徒一人一人が学びやすい授業づくり」と「温かい学級づくり」を行うことが大切である。全ての児童生徒にとって安心できる集団の中で、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと、必要に応じた個への支援と適切な指導を組み合わせで行っていく。
- ・ 「温かい学級づくり」については、例えば、児童生徒が安心して学習や活動に参加できるようにグループ編成や座席の位置などを工夫したり、仲間との遊びに入れるように働き掛けたりして、友達との関係がよい方向に広がるようにする。なお、特別な支援を必要とする児童生徒を意識し過ぎるばかりに、差別感や孤立感等をもたせたり、他の児童生徒に不公平感を抱かせたりしないよう十分留意する。
- ・ 必要に応じた個への支援、適切な指導については、例えば、児童生徒の学習面や生活面での苦手なことや偏りについて理解するとともに、得意なことや努力していることを見つけるようにする。その上で一人一人の違いを大切に、個に応じた目標や内容を設定し、具体的な支援を行うことで、児童生徒が活動に意欲をもったり達成感を味わったりすることができるようにする。また、様々な機会を捉えて褒めたり、友達に紹介したりすることを通して自信をもつことができるようにする。

(3) チームとしての対応

支援を必要とする児童生徒への対応が困難な場合に、学級担任一人では解決の方策が見つけないことが多くある。そのような場合は、特別支援教育コーディネーターの協力を得ながら、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を通して学校全体でいち早く様々な方法が検討されるように、校内委員会等で話し合いをもつようにし、学級担任を中心としたチームとして対応することが大切である。また、必要に応じて、特別支援学校や保健、医療、福祉等の関係機関、地域の巡回相談等との連携を図り、適切な指導を行うことも大切である。

(4) 保護者との連携

支援を必要とする児童生徒に気付いた場合は、保護者との情報交換を心掛ける。その大前提となるのが、保護者との信頼関係であり、保護者の気持ちを真摯に受け止めて話し合うことである。その際、特別支援教育コーディネーターとの連携協力の下に行うことが大切である。保護者は、その児童生徒を育ててきた最も身近な理解者であり、当該児童生徒の学習面や行動面での困難さも感じ取っている。学習面、行動面、対人関係等についての保護者のニーズを十分に聞き取っていくことが大切である。

5 個別の教育支援計画、個別の指導計画

児童生徒の理解から、次に具体的にどのように支援していくかを検討し、一人一人の教育的ニーズに応じた計画を立てる。それが個別の指導計画の立案である。個別の指導計画は、指導に関わる関係者との連携の下に作成するが、ここでの話し合いでは学級担任が有する様々な情報が必要になる。したがって、学級担任の日々の記録やアセスメントが大切となる。また、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した教育的支援を行うための計画を立てることも必要なことである。それが、個別の教育支援計画等の立案である。

○ 個別の教育支援計画とは

学校が保護者と共に、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、保健、福祉、医療、労働の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立ち、学校間で情報を引き継ぐことで一貫した教育的支援を行うために作成するものである。

○ 個別の指導計画とは

児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行うことができるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだものである。

6 交流及び共同学習

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に参加する活動のことである。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方をもつものである。

交流及び共同学習には、小学校・中学校・高等学校等と特別支援学校との活動、小・中学校等の通常の学級と特別支援学級との活動、特別支援学校に在籍する児童生徒とその居住する地域の小学校・中学校・高等学校等の児童生徒との活動など様々な形態があるが、いずれの場合も互いに成果が期待できるという見通しの下に実施することが必要である。十分な連絡の下に事前の検討を行い、できることから始め、徐々に理解を深めながら、組織的、計画的に継続した交流及び共同学習を実施していくことが大切である。

7 合理的配慮

(1) 基本的な考え方

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

平成 28 年 4 月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止されており、行政機関等ごと、分野ごとに作成された「対応要領」に従い、能力や可能性を最大限発揮できるよう、適切に対応していく必要がある。

なお、令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から合理的配慮の提供が事業者にも義務化されている。

(2) 合理的配慮に関する留意点

- ・ 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的

に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。

- ・ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。
- ・ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。
- ・ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒一人一人が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要であること。
- ・ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

○ インクルーシブ教育システムや合理的配慮等に関する主な参考資料

【インクルーシブ教育システム】

- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2014）Web ページ『インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）』（http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13）
- ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2021）『インクルーシブ教育システムの推進に向けて～先進的な取組を行う県内3市の事例紹介～』
- ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2023）『改訂版 通常の学級の特別支援教育ガイド』
- ・ 岡山県総合教育センター（2021）『- これからのインクルーシブ教育を見据えて - 「子供とつながる・子供をつなげる」～多様性を認め合う集団づくりを中心に～』

【合理的配慮】

- ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2016）『共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法と合理的配慮」』
- ・ 岡山県教育庁教育政策課『岡山県教育委員会における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領』

通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり

実態把握（アセスメント）と指導計画

授業のユニバーサルデザイン

個別の支援

I C Tの効果的な活用



全ての
子供が
「分かる」
「できる」
喜びを実感
できる授業

左記のいずれかの視点だけでは全ての子供の「分かる」「できる」にはつながりにくく、これらを融合させ総合的に取り組んでいくことが大切です。

一斉指導の工夫

教科学習の充実を目指した指導の工夫が柱となります。「授業のユニバーサルデザイン」の考え方の「構造化」・「視覚化」・「共有化」・「焦点化」による工夫も大切に授業づくりを行います。

個別の支援

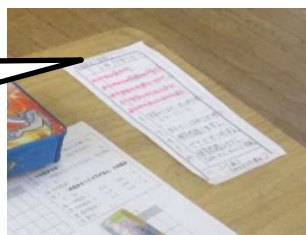
一斉授業で可能な限り指導の工夫を行っても、学習に困難を抱え、授業中に活動ができない児童生徒もいます。その場合、

①全体の目標に関する配慮（授業の時間内）

全体の目標を達成するために、授業内で個別の指導・支援をしていきます。

〈指導・支援例〉

個別に学習の展開を
説明



ヒントカードの
活用



しっかりとした実態把握に基づく個別の配慮が大切です！

②個に特化した指導

指導の工夫・授業時間内の個別の配慮を行っても、やはり学習に困難のある児童生徒の場合には、個に特化した指導も効果的です。

〈例：通級による指導、通常の学級の授業以外での個別指導、特別支援教室等〉

* 学級環境の整備

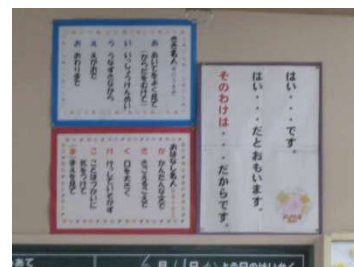
学級の中には、状況理解の難しさ、見通しのなさへの不安、関心のムラ、不注意・多動など、学習への参加の時点で困難を抱える児童生徒もいます。場の構造化や刺激量の調整、ルールの明確化なども大切になります。



整頓されたロッカー（場の構造化）



前面がすっきりした教室（刺激量の調整）



発表のルール（ルールの明確化）



支援を必要とする児童生徒たち一人一人の視点に立って必要な環境を整えていきましょう。形だけを取り入れることのないように気を付けましょう。

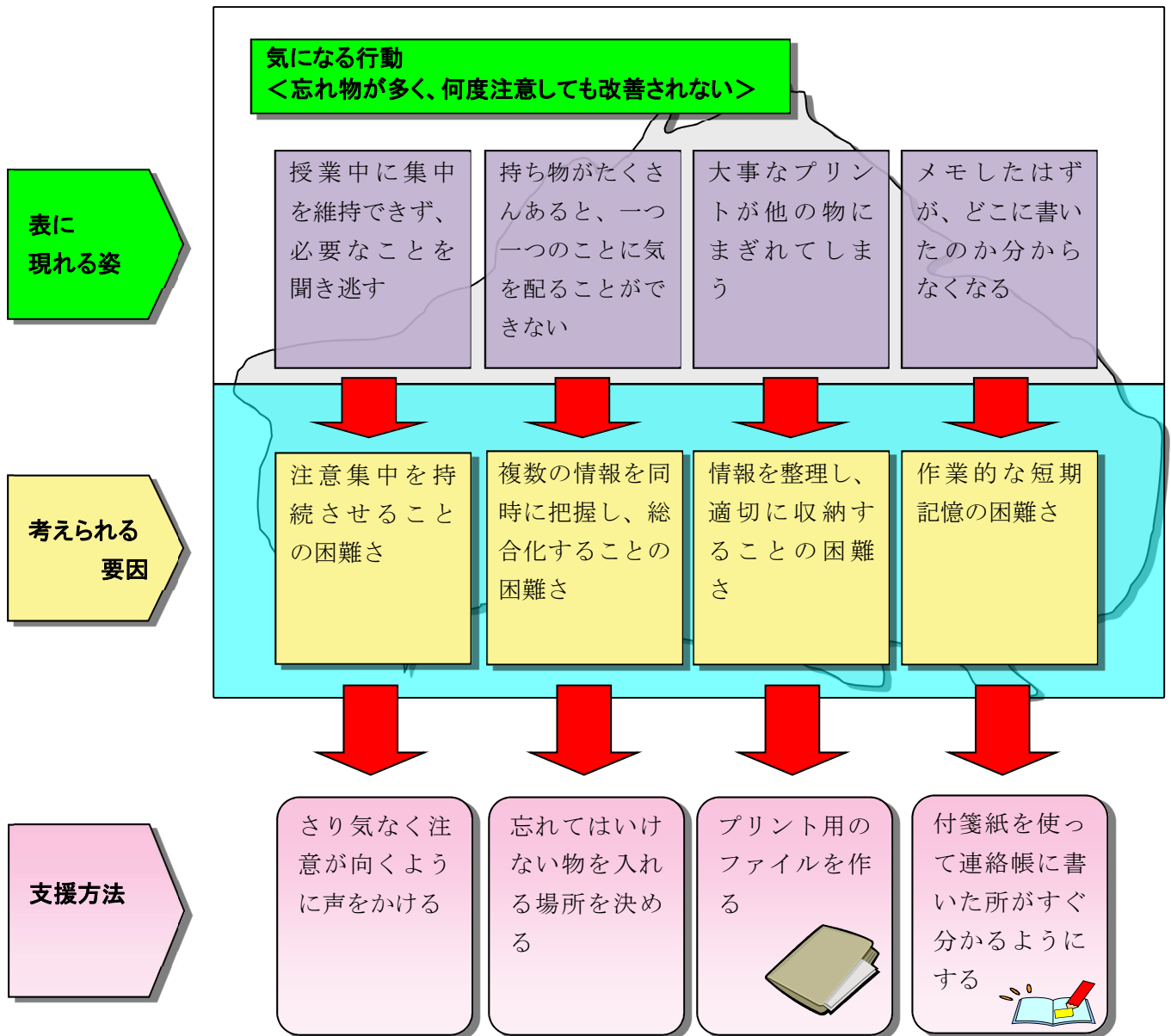
児童生徒の気になる行動についての理解と支援方法

児童生徒一人一人に適切な教育的支援を行う出発点となるのは、児童生徒の様々なサインに対する担任等の気付きです。気付いたら、次に「いつ」「どこで」「どのようなとき」「どんな問題が起きるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難などの様子、原因を的確に把握することが大切です。

児童生徒の気になる行動について、氷山に例えて考えてみましょう。水面上に出ている部分、すなわち目に見える部分が気になる行動として現れており、水面下の見えない部分にその原因があると捉えることができます。私たちは、表面に現れた行動のみに注目してしまいがちですが、その背景に潜む要因をしっかりと捉え、支援方法を考えて対応していくことが大切です。



<氷山に例えると>



全ての児童生徒が安心して生活を送るための教育的支援

発達障害の有無に関わらず、児童生徒によっては、口頭での指示や一度に出されるたくさんの指示が理解しづらいことがあります。また、「頑張れ、やればできる」等の激励や「努力が足りない」等の声かけ、同じことを何度も説明する等の繰り返しが、かえって逆効果になることもあります。児童生徒の持ち味を生かしたり、得意な部分を伸ばしたりするような支援により、自己肯定感を育てることも大切です。

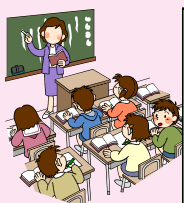
児童生徒が安心して生活できるようにするためのポイント(例)

視覚的に示す

☆視覚的な板書やプリント等文字で示す。(同時に三つ以上の内容を含む指示はしない。)

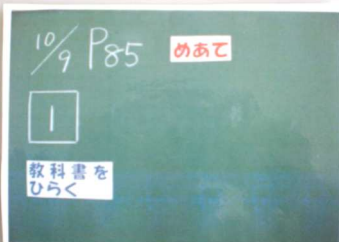
活動の見通しを示します

どのような順番で何をするかを提示しておく、活動の切り替えが円滑になり、自立した準備が期待できます。



1. 小テスト
2. 教科書P.32
3. ワークシート
4. グループ
5. ノート
6. 算数ドリル

この授業で「何を学習するのか」ということを視覚的に示しておく、目的意識が明確になり、注意の持続や集中が期待できます。



見通しをもたせる

☆時間的な見通し、活動の見通し等を示す。(変更がある時は、あらかじめ伝える。)

朝の会や帰りの会などで

話をする項目について、順番と内容を箇条書きにして示すと、話の内容を理解しやすくなり、見て確認できることから記憶しやすくなります。



1. お客さま
2. 身体測定
3. 読書

これから三つの連絡をします。まず、一つ目は、お客さまが来られます。次に二つ目は、...



月	日	月曜日
いつ	どこ	どんな
朝の会	教室	朝の会
1	教室	学習
2	教室	読書
3	教室	身体測定
4	教室	読書

肯定的に関わる

☆肯定的な態度で接し、ルールと具体的な方法を教える。

休憩時間や放課後などで

(例) けんかがあった時

・「あなたが怒っている気持ちはよく分かるよ」



肯定的に接する

・「でも、〇〇をするのは、だめです」



いけないことは、きちんと伝える

・「今度はどうすればいいか一緒に考えよう」



具体的な行動を示す

・「一緒に遊びたかったんだね」

・「『仲間に入れて』と言うと、うまく伝わるよ」



特別支援教育の観点からみた教室整備のチェックリスト

- ☐ 教室を整理整頓し、不必要な物を置かないようにしている。
- ☐ みんなで使う物の置き場所を決め、分かりやすく目印を付けている。
- ☐ 児童生徒のロッカーや机の中を整理しやすいように、仕切りや整理かご等を活用している。
- ☐ 机の横に（できるだけ）物を掛けないようにし、活動しやすくしている。
- ☐ 下校前に、見本となる写真やモデルを参考に全員で机の中や棚の整理整頓をするように習慣付けている。
- ☐ 学習プリント類は、配付時に整理（ノートに貼る・ファイルする）できるようにしている。
- ☐ 連絡プリント類は、配付時に連絡袋（ファイル）に入れるように習慣付けている。
- ☐ 黒板の周りには、掲示物を貼らずに学習に集中できるようにしている。
- ☐ 月・週・1日の予定を掲示し、見通しをもって生活できるようにしている。
- ☐ 学習で使用する用具や教材などは、1週間以上の余裕をもって知らせている。
- ☐ 忘れ物をした児童生徒に、貸出しができる用具類を用意している。
- ☐ 学習しやすい座席配置やグループ編成をしている。

ぼくも掃けたよ

ちょっとコラム

掃き掃除が苦手なけんたさん。ほうきをもったけんたさんは、はっきりと見えるゴミならサッと掃けるのですが、よく見ないと分からないほこりのようなゴミはうまく見つけることができません。ほうきを持っていても、つつい掃くことなく、遊んでしまうことが多いのです。そんな時に一緒に掃除をしていた男の子たちが担任の先生に尋ねました。

「先生、けんたさん、どうして掃かんの？」

あなたなら、どのように対応しますか？



担任の先生は、次のように対応しました。

「あのね、悪気があるのではなくて、小さなゴミを上手に見つけられないのよ。でも、大きな目に見えるゴミは上手に掃いてくれますよ。」と担任の先生は答えました。

しばらくすると男の子たちが「けんたさん、こっちにおいで」と声をかけました。声のするほうを見ると男の子たちは砂ぼこりを掃き集めて、目に見える大きさのゴミに固めてくれていたのです。「けんたさん、これ掃いて！」にっこり笑ったけんたさんはサッとひと掃き。それからけんたさんは、小さく掃き集められたゴミを何度も何度も掃いていきました。

キャリア教育

キャリア教育の意義

現在、我が国の社会の様々な領域において構造的な変化が進行している。特に産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結し、子どもたちが将来に不安を感じ、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見いだせず、学習意欲が低下し、学習習慣が確立していないといった状況も指摘されている。このような中で、一人一人が「生きる力」を身に付け、しっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっている。社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、幼児期の教育から高等教育までの体系的な教育の改善・充実が必要である。

- 「キャリア」・・・人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね
- 「キャリア教育」・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
- 「キャリア発達」・・・学校生活や家庭生活、地域生活などの様々な社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

キャリア教育で育む能力

キャリア教育は、キャリアが子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成に深く関わりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進める必要がある。その中心として、「**基礎的・汎用的能力**」（表1）を、子どもたちに確実に育成していくことが求められる。また、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力は、人の生得的な力ではなく、学校教育において育成することができる力であり、また、児童生徒にとって夢や希望、目標をもち、それらを具体的に行動に移していくことで実現を図ることができるような力である。

表1 「基礎的・汎用的能力」の内容

人間関係形成・社会形成能力	多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
自己理解・自己管理能力	自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力
課題対応能力	仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力
キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

キャリア教育の推進

1 学校教育活動全体での取組

キャリア発達には、児童生徒が行う全ての学習活動等が影響するため、キャリア教育は学校の教育活動全体を通して推進させる必要がある。そのため、学校の教育目標や教育方針等にキャリア教育を適切に位置付け、実践していくことが大切である。教師がキャリア教育の視点で児童生徒に働きかけることで、各教科や、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、学校での日常生活といったそれぞれの教育活動におけるキャリア教育を展開することができる。さらに、それぞれの教育活動をつないでいくことは、児童生徒にそれぞれの教育活動の関係に気付かせたり、流れの中に位置付けたりすることになり、児童生徒の学びを深めることができる。また、教育活動全体でのキャリア教育を計画的に実施していくためには、特定の校務分掌や学年担当の教師だけに任せるのではなく、全教職員で諸活動を体系化し計画的、組織的に取り組むことが大切である。

2 発達段階を踏まえた、組織的・系統的な取組

小・中・高等学校段階においては、児童生徒がそれぞれの発達の段階におけるキャリア発達上の課題を達成することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度の育成に計画的、組織的に取り組むことが必要である。

さらに、キャリア教育は一人の人間の成長に関わるものであるため、小・中・高等学校の各学年間の移行や、小学校から中学校、中学校から高等学校などの学校種間の移行には連続性を保ち、学年間、学校種間の円滑な連携・接続を図り、一貫した取組を行うことが重要である。

3 体験活動等の活用

職場体験やインターンシップ等の体験活動には、職業や仕事の世界についての具体的・現実的理解の促進、勤労観・職業観の形成、自己の可能性や適性の理解、自己有用感の獲得、学ぶことの意義の理解と学習意欲の向上等、様々な教育効果が期待される。児童生徒のキャリア発達を促す体験活動としては、集団宿泊活動、職場体験やインターンシップのほか、職業人講話・インタビュー、大学等上級学校の見学・聴講、ボランティア活動などがある。体験活動を一過性の行事に終わらせず、その後の生徒の生活や意識の変容に十分つながるものとするために、事前に体験活動の意義をしっかりと理解させるとともに職業調べと組み合わせたり、事後にまとめの話し合いや討論会・発表会を行ったりするなど、事前・事後指導の充実や体験活動の質的向上を図る計画の立案が重要となる。

4 家庭・地域、事業所や外部機関との連携

キャリア教育を円滑、効果的に推進する上で、家庭・地域、事業所や関係機関等との連携・協力が不可欠である。キャリア教育の意義を家庭や地域等に幅広く発信し共通理解を図るとともに各活動についてそれぞれの立場・役割を認識し、連携・協力して実施していくことが大切である。また、近年の早期離職や進学後の不適応などの問題に対応するため、卒業後の指導・援助の在り方も含め、関係諸機関との連携を密にした指導・援助を行うことが大切である。

5 キャリア教育の評価・改善

キャリア教育によって、児童生徒のどのような成長や変容を目指すのかという目標を入学から卒業までを見通して設定し、それらの目標達成の度合いについて評価することが大切である。児童生徒一人一人の行動観察記録、取組時の感想、児童生徒が取り組んだ課題などをまとめたポートフォリオなどを活用しながら評価することが効果的である。

また、児童生徒に対する評価だけではなく、キャリア教育の指導計画や指導方法、キャリア教育推進のための組織体制などの点検・評価も大切である。必要に応じて指導の在り方や組織を見直すなど、評価を改善に生かす姿勢が求められる。

おかやまキャリア・パスポート(キャリ・パス)

1 おかやまキャリア・パスポートの定義

児童生徒が、小学校から高等学校までの諸活動について、特別活動の学級活動を要として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように学習過程や成果などの記録を計画的にファイル等に蓄積したポートフォリオのこと。

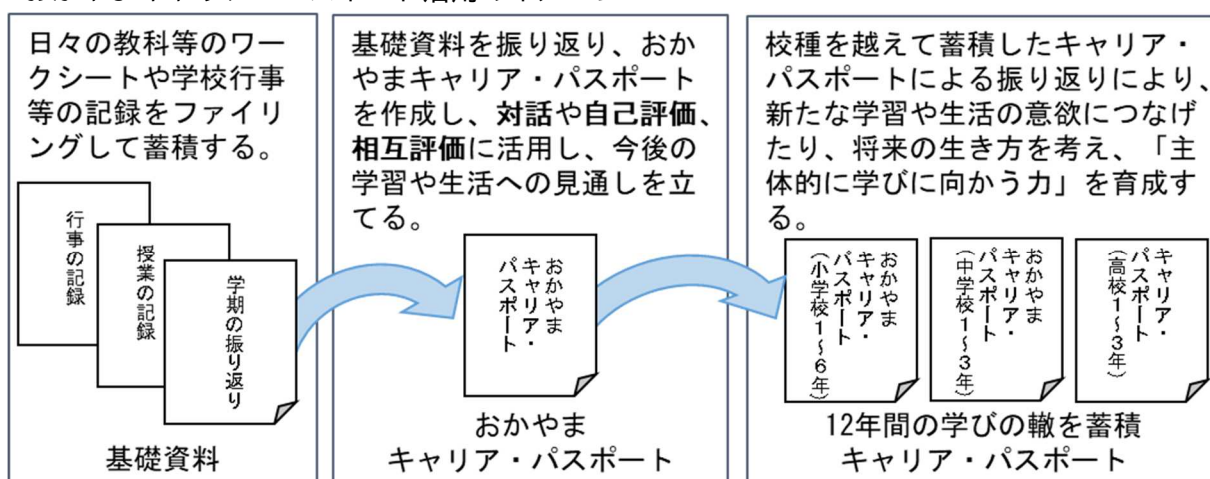
2 おかやまキャリア・パスポート活用の目的

学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を通して、主体的に学びに向かう力を育成する。

3 おかやまキャリア・パスポート活用で期待される成果

- ・児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐ。
- ・教師は、キャリア・パスポート等の記述をもとに対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資する。

4 おかやまキャリア・パスポート活用のイメージ



5 学習指導要領におけるキャリア・パスポートに関する内容の抜粋

- ・小・中学校学習指導要領 第1章 総則 第3の1の(4)
児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- ・小学校学習指導要領 第6章 特別活動 第2〔学級活動〕3内容の取扱い(2)
中学校学習指導要領 第5章 特別活動 第2〔学級活動〕3内容の取扱い(2)
学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。
その際、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

現代的な健康課題

肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題のほか、時代の変化とともに新たに生じる多様な健康課題をいう。

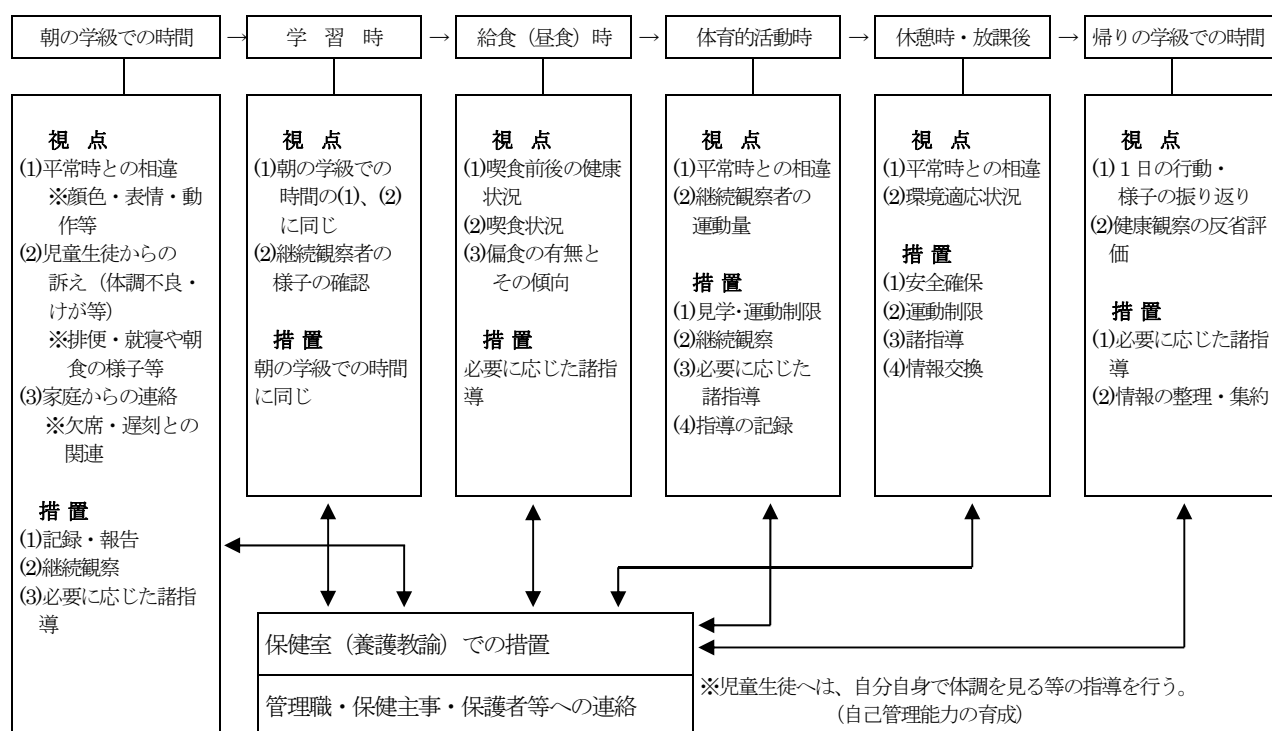
(平成29年3月文部科学省「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」)

健康課題への対応のためには… その1 全教職員での健康観察

児童生徒の健康上の課題が多様化している現在、一人一人の児童生徒の健康状態を常に正確に把握し、あらゆる教育活動の場で健康と安全に配慮しなければならない。学校保健・学校安全は、常に児童生徒に接し、児童生徒のことを把握している担任はもちろん、全教職員で校内・校外の連携をとりながら推進していくことが必要である。

○日常における健康観察の流れ(例)

(健康観察の目的) 健康問題の早期発見・早期対応、感染症や食中毒の感染拡大防止、自己管理能力の育成



健康観察のポイント

○学校保健安全法第9条に「児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握」することが、定められている。

○学級担任等により行われる朝の健康観察は特に重要であるが、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず、心理的ストレスや悩み等の心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながる。また、健康観察に、体・行動や態度・対人関係に現れるサインの視点を持つことも大切である。

○健康観察で把握した重要な情報(報告義務のある感染症、体調不良者の増加、心の健康課題と思われるサイン等)は、管理職や保健主事、養護教諭等と共有する必要がある。

(参考：平成21年3月文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」)

(参考) 教育委員会へ直ちに報告する義務がある場合

- (1) 第一種の感染症、麻しん、風しん、結核及び腸管出血性大腸菌感染症(ペロ毒素(+))が、1名でも発生(疑いを含む)した場合
- (2) (1)以外の感染症・食中毒が集団発生した場合(疑いを含む)

健康課題への対応のためには・・・ その2 健康課題を有する児童生徒への支援・対応

学級担任をはじめとする教職員等は、校長を中心とした校内委員会等で組織的に決定した児童生徒の支援方法・対応方法に基づき、それぞれが担うべき役割を適切に実施するとともに、児童生徒の課題の状況を丁寧に把握する。児童生徒の状況に何らかの変化が見られれば、速やかに全教職員等で状況を共有するとともに、必要に応じて支援方針・対応方法の見直しを行う。

（現代的な健康課題対応の例）学校での食物アレルギー対応

～学級担任の役割例～

（平成27年3月文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」から）

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・給食時間は、決められた確認作業（指差し声だし）を確実にし、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行う。
- ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

食物アレルギー対応のポイント

- 学校での食物アレルギー対応は、保護者等からの口頭での申し出で対応するのではなく、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 保護者等からアレルギーの申し出があった場合には、管理職、養護教諭・栄養教諭等に報告する。
- アレルギー症状は、今まで起こったことがなくても学校管理下で初めて起こることがあることを理解し、アレルギーの児童生徒がいなくても緊急対応ができるようにしておく必要がある。

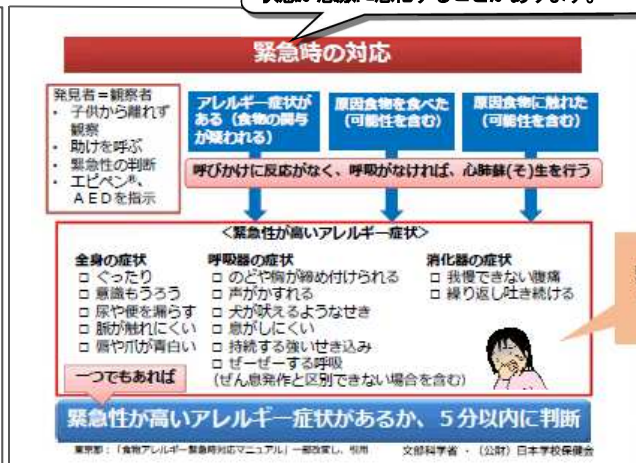
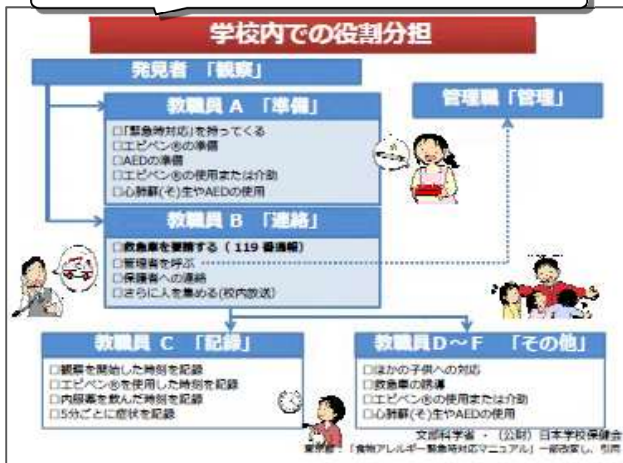
緊急時の対応

各校の危機管理マニュアルを確認しましょう。

食物アレルギー症状時以外でも、対応は基本的には変わりません。

★確認★ どの役割を担うかはその時の状況で変わります。

★確認★ 子どもから離れず観察することが重要！
状態が急激に悪化することがあります。



緊急性が高い
13の症状

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・救急車を要請（119番通報）
- ・ただちにエピペン®を使用
- ・反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇生(そ)生を行う → AEDの使用
- ・その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない！**

＜安静を保つ体位＞



- ・その場で救急隊を待つ

文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改定し、引用

★確認★ 心肺蘇生、AEDの使用ができますか？

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
（（公財）日本学校保健会 令和元年度改訂）

保健教育の目標

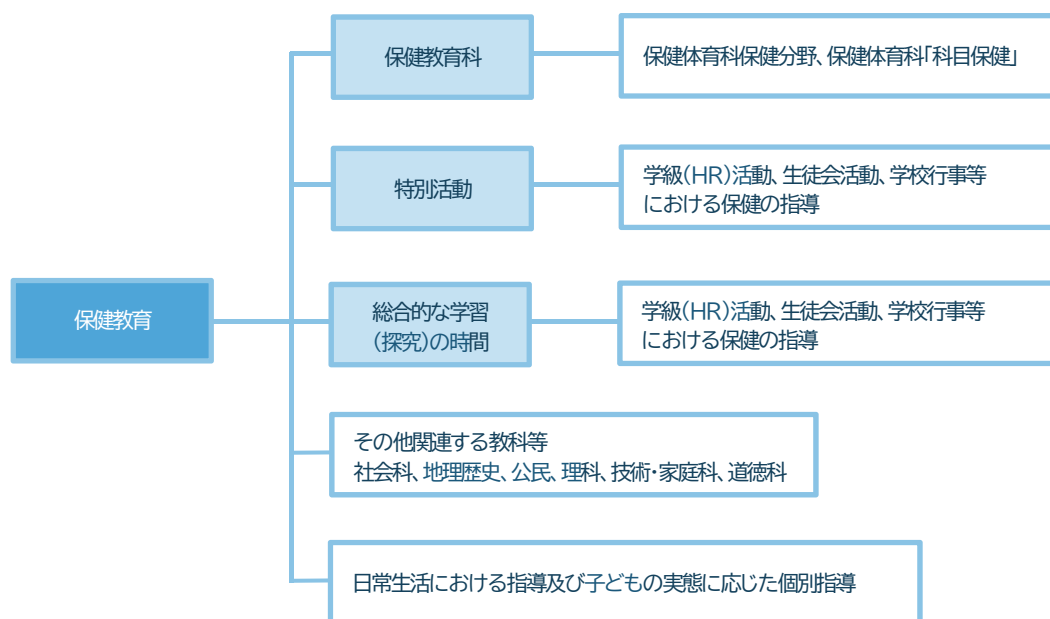
学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしている。特に健康に関する指導については、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することができる資質・能力を育成することが示されている。

その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

○保健教育の位置付けとカリキュラム・マネジメント

保健教育は、子どもたちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。例えば、体育科保健領域・保健体育科保健分野・保健体育科「科目保健」、特別活動（学級(HR)活動、児童生徒会活動等）、総合的な学習（探究）の時間はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特性に応じて行われることも考えられる。また、学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

保健教育の体系



○指導の基本的な考え方

- 1 心身の発育・発達等の特性を踏まえる
- 2 保健教育の推進とカリキュラム・マネジメント
 - (1) 各教科等の特性を生かして横断的な視点で組み立てていく
 - (2) 学校の全体計画や各種データ等を踏まえて教育課程の評価や改善を図る
 - (3) 教育課程の実施に必要な人的な体制等を整えて教育効果を高める

【健康課題（例）】

- ・性に関する指導
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育
- ・がん教育
- ・ネット依存防止教育
- ・心の健康教育 等

(文部科学省 小：H31.3 中：R2.3 高：R3.3「生きる力を育む保健教育の手引き」から)

1 学校における食育の推進の必要性

食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進み、国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場合も増えてきている。

それに伴い、子どもの栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。

こうした課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、保健体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導など教科の領域で実施する内容と、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。



2 食に関する指導の目標

【食に関する指導の目標】

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

【食育の6つ視点】

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

3 学校における食に関する指導

学校における食育は、食に関する指導によって推進される。食に関する指導の基本的な考え方、指導方針等を明確にし、教職員の共通理解を図り、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校教育活動全体を通して行われることが必要である。

4 各教科等における食に関する指導

○各教科の特質に応じた食に関する指導と「食育の視点」

食に関連する教科等において食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげるもののみならず、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指す。

教科等では、目標や内容、教材や題材、学習活動など様々な面で食に関する指導と関連付けて指導することができる。このことは教科等において食に関する指導を充実させることで、学校としての食育の充実につながることを意味する。

一方で、教科等にはそれぞれの目標や内容がある。そのために、それらと食に関する指導の目標や内容とが必ずしも一致しない場合もあるが、ここでは児童生徒に当該教科等の指導の目標や内容を身に付けさせ、目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」（前ページ参照）を位置付け、意図的に指導することが重要である。

5 給食の時間に行われる食に関する指導

給食時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる場面である。日々の指導は学級担任等が主に担うが、運営や指導方法については栄養教諭等と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要である。

また、「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となる。この指導は、栄養教諭等による直接的な指導や資料提供を行う等、連携をとって進めることが大切である。

(1) 給食指導

給食指導とは、給食の準備、会食、片付けなどの一連の指導を、実際の活動を通して、毎日繰り返し行う教育活動である。給食時間の児童生徒の活動や指導方法については、学校全体で系統立てた指導ができるよう取り組むことが必要である。

給食の時間における共同作業を通して、責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々への感謝の気持ちなどの豊かな心を育み、好ましい人間関係を育てる時間となる。また給食時間は学級担任等と児童生徒が共に食事をする時間であるが、献立を通じた具体的な指導場面も多いことから、献立を作成する栄養教諭等と適切に連携を取って指導することは効果的であり、望ましい食事のとり方の習慣化を図ることができる。

○給食指導における主な指導項目とその内容（例）

給食指導	指導項目	指導内容
準備	食事環境	・みんなで楽しく気持ちの良い食事の工夫ができるようにする。 ・正しい手洗いをを行い、安全衛生に留意した食事の準備をし、静かに待つ。 ・食事にふさわしい環境を整える。
	当番児童生徒	・給食当番健康チェック表（学校給食衛生管理基準に基づく）を用意し、体調を把握する。 ・身支度や手洗いなど食事の準備がきちんと清潔にできるようにする。
	運び方	・重いもの、熱いものへ配慮して、教室まで安全に運ぶようにする。その際、担任は付き添って、思いやりや責任を持った活動ができるようにする。
	配食	・一人分の盛り付け量を盛りきる。 ・担任の確認のもと相談し、配食調整する。 ・献立にふさわしい衛生的な盛り付けや、正しい食器の並べ方ができるようにする。
会食	あいさつ	・献立（主食・主菜・副菜）の確認をし、献立名を知らせる。 ・「いただきます」のあいさつをする。
	会食中	・食器や箸の持ち方、並べ方、食事時の姿勢などの基本的なマナーを身に付け、楽しい雰囲気の中で会食できるようにする。 ・落ち着いて食べることができるよう、食べる時間を確保する。
片付け	片付け方	・みんなで協力して、手順良く片付けられるようにする。 ・環境や資源に配慮して、学校や地域の分別の決まり事を守り、片付けるようにする。

（「食に関する指導の手引―第二次改訂―」平成31年3月文部科学省から引用）

(2) 給食時間における食に関する指導

給食時間における食に関する指導は、「食に関する指導」の中心的役割を担うものである。献立を通して食品の産地や栄養的な特徴を学ぶことができるほか、郷土食や行事食などの食文化を学校給食で学ぶことにもつながる。さらに、学校給食を活用して教科等で学習したことを確認することもできる。

ア 献立を教材とした給食時間における指導

給食に使用している食品を活用して、食料の生産、流通、消費について理解させたり、献立を活用して食品の種類や特徴、栄養のバランスのとれた食事などを知らせたりする。ほかにも、季節や地域の行事にちなんだ行事食を提供するなど、食事という実体験を通して食に関する知識理解、関心を深めることができる。

イ 教科等と連携した給食の時間における指導

教科等における食に関する指導と連携し、給食を授業の導入場面としたり、給食の時間に献立を教材として振り返りを行うなど、給食の献立や食品などを教材として教科等で活用したりすることができる。

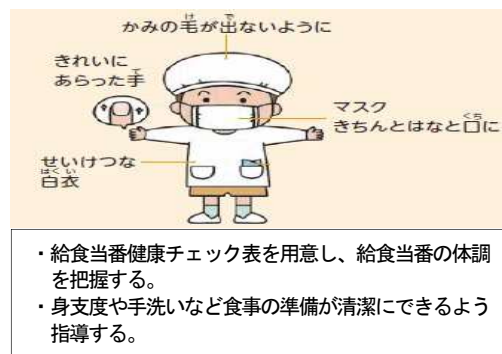
栄養教諭等は食に関する指導の全体計画を献立計画に反映させ、学級担任は、学校給食を教材として活用できるよう、栄養教諭等と連携することが大切である。

6 学校給食におけるリスクマネジメント

学校給食は児童生徒を対象に実施されることから、安全性を担保した上で実施することが重要となる。児童生徒が給食を食べる際に想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられる。衛生的な環境のもと、児童生徒が楽しく安全に食事ができるよう、学級担任等は事故防止に十分配慮する必要がある。学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながる。

(1) 食中毒の防止

近年は、少ない量の菌数で発症するウイルス性の食中毒が季節を問わず発生している。ほかにもノロウイルスに代表される「人を介して感染が拡大するおそれのあるウイルス」に感染する危険があることから、教室等での給食当番活動等における衛生管理について注意が必要である。食中毒及び感染症の拡大防止策はどちらも共通である。



(2) 異物混入の防止

過去には、毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片などの異物混入事案が発生している。調理場での混入だけでなく教室等での混入の可能性も想定し、給食当番の身支度を整えることや、配食の際に異物が混入しないよう留意するなど、未然に異物混入を防止する手立てを講じることが必要である。

(3) 食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることである。そのためにも安全性を最優先にすることが不可欠である。

学級担任を始め、全教職員は、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応などを行うことが求められる。

(4) 窒息事故防止

過去には、パンの早食い、白玉団子、うずらの卵、プラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生している。特に水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要である。



- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よくかんで食べるよう指導する。
- ・早食いは危険であることを指導する。

学校安全の活動は、安全教育と安全管理から構成されており相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。

安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習（探究）の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

学校安全の領域としては、「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災）」の三つの領域と、その他の危機事象が挙げられる。

1 安全教育の内容と進め方

ア 安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付ける。

イ 朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間など、その場における指導及び個に応じた指導にも配慮する。

ウ 学校安全計画は、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し意図的、計画的に推進する必要がある。

エ 安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当等の実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るため、ロールプレイング等を導入することなど、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。

オ 校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連を図る。

2 安全管理の内容と進め方

ア 生活安全

- ・施設・設備、器具・用具等の安全点検を行う。
- ・学校生活の安全のきまり・約束等の設定を行う。
- ・不審者侵入防止の観点から、3段階のチェック体制（①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎入口）を確立し、対策を講じる。など

安全点検のポイント

- 床や腰板の状態、くぎやびょうなどの突起物、教室の窓枠・ガラス等の破損、窓からの転落の危険性、出入り口の扉における危険の有無及び机、戸棚、その他の備品の配置及び机、椅子の破損の有無、施錠、錠の故障の有無について配慮する。
- 戸棚、その他の備品については転倒・落下防止のための固定状況に留意する。

イ 交通安全

- ・安全な通学路の設定、通学路の点検、危険個所の対策などを行う。
- ・通学に関する安全のきまり・約束等を設定する。
- ・地域全体で見守る体制の整備等を行い、家庭や地域社会との連携を図る。など
- ※通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の視点や災害時の安全確保の視点も考慮すること

ウ 災害安全

- ・災害発生時の児童生徒、教職員の対応を示すマニュアルの作成を行う。
- ・防災のための組織づくり、連絡方法等を設定する。
- ・避難場所、避難経路の設定と点検を行う。
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定を行う。など
- ※防災教育では、自然災害以外の火災や新たな危機事象への対応なども取り上げること

3 安全教育と安全管理との連携

学校内の施設・設備の安全点検と事後措置等の安全管理及び生活や行動に関する指導等の安全教育を一体的に進めることは、日常生活での事故を減らす上で重要であり、特に低学年では、安全についての決まり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。安全管理によって、より安全な環境づくりを推進するとともに、安全教育によって児童生徒自身が安全な行動を実践することで、学校安全活動をより一層高めることが可能となる。

4 安全に関する組織活動の体制整備

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、学校と家庭、地域の関係機関・団体等の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活が送れるように環境を整えとともに、児童生徒へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- イ 教職員や保護者等を対象とした応急手当、防災等の研修
- ウ 家庭、地域社会と連携した防犯、交通安全、防災などの活動 など

人権教育

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。「生きる力」は、「変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力」であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも重なりを持つものといえる。

人権教育は、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間や教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

人権について

1 人権とは

「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」

「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 23 年）」から

2 人権尊重の理念

「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方」

「人権擁護推進審議会『人権教育・啓発の在り方に関する答申』（平成 11 年）」から

人権教育について

1 人権教育とは

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年）」より

「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」

「第 5 次岡山県人権政策推進指針（令和 3 年 3 月）」から

2 学校における人権教育の目標

「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成 20 年）」から

岡山県の人権教育

1 人権教育が目指すもの

「全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する『共生社会』の実現」

「第4次岡山県人権教育推進プラン（令和4年）」から

2 人権教育の三つの視点

【視点1】人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

【視点2】自立支援

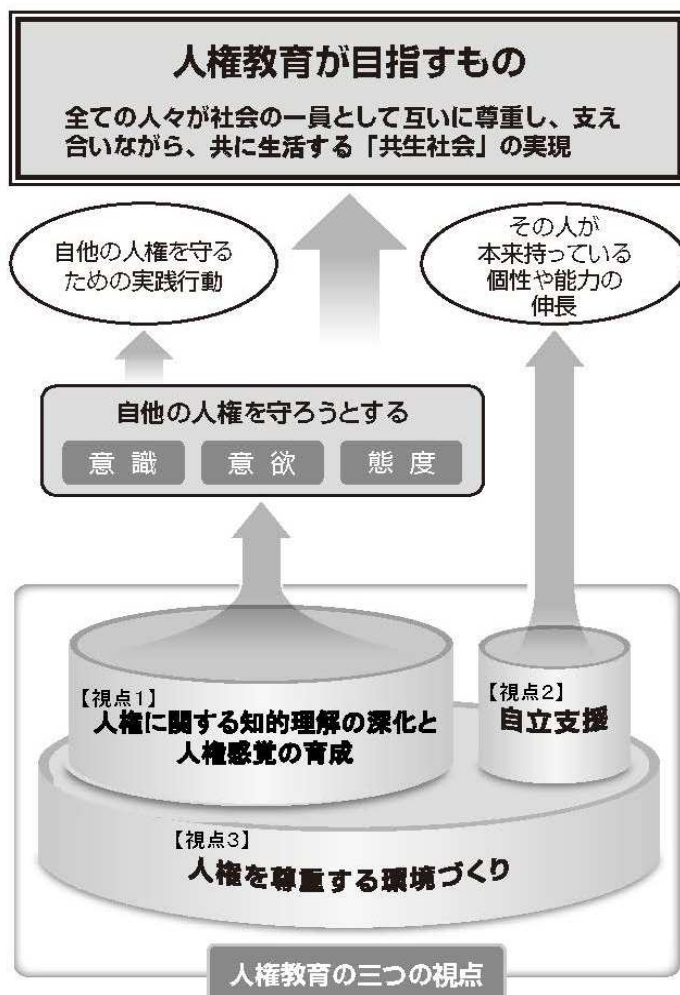
一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組みます。

【視点3】人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組みます。

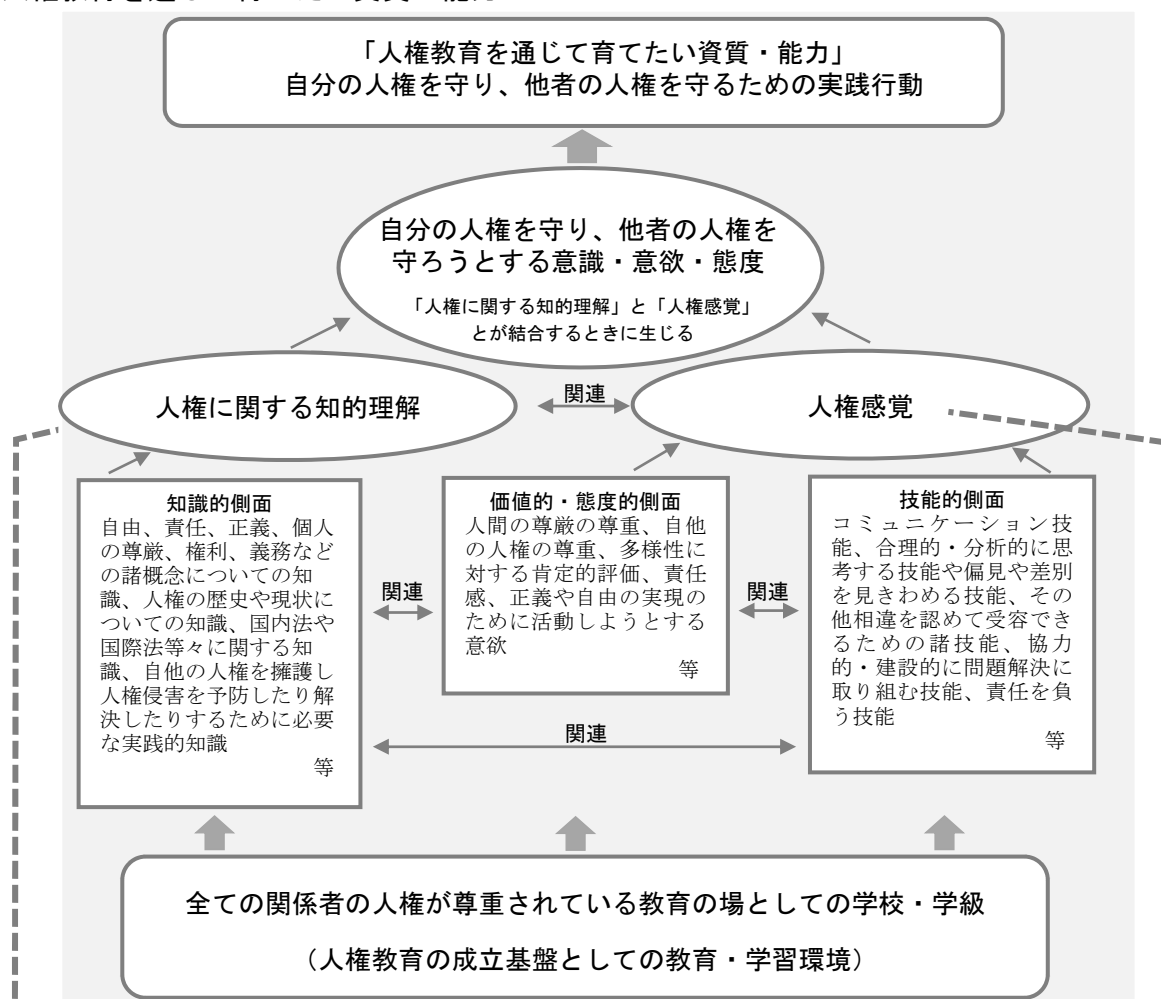
「第4次岡山県人権教育推進プラン（令和4年）」から

3 第4次岡山県人権教育推進プランにおける「人権教育についての基本的な考え方」のイメージ



学校における人権教育の基本的考え方

1 人権教育を通じて育てたい資質・能力



「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から

人権に関する知的理解

人権に関する知的理解については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会を捉えて積極的に取り組むことが求められる。

その場合、指導が単なる知識伝達にとどまらず、子どもがその知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感し、行動に結び付けることができるようにするために、主体的な学習を可能とする指導方法を取り入れることが重要である。

人権感覚

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要である。その際、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要である。

2 人権教育の成立基盤としての教育・学習環境

人権教育を進める際には、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方が極めて重要な意味を持つ。子どもが、豊かな人間関係を通して、一人の人間として大切にされているという実感を持てるようにし、自他を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感、自尊感情を育てていくことができるよう集団づくり等に取り組むことが大切である。

教員は、日々の授業や学習活動、学級経営の中で、児童生徒に対する適切な配慮を行い、一人一人が大切にされる学習環境づくりに努めなければならない。

これらを踏まえ、以下のような視点から、日々の授業等の在り方を繰り返し検証し、学習環境の改善に努めていく必要がある。

《日常の指導において配慮したいポイント》

- ☐ 子どもによって、または性別によって異なる名前の呼び方をしないようにしているか。
- ☐ 教師の意図や期待と異なる子どもの考え、答えに対して、発言を制限したり切り捨てたりしていないか。
- ☐ 子どもに改善点を指摘するときは、教師が自らの責任で行っているか。
- ☐ グループ活動中や休み時間も含めて、子ども同士の冷やかしの嫌がらせ、仲間外し等の言動を見逃さないようにしているか。
- ☐ 児童生徒の端末等に、個人情報や誹謗・中傷等の書込みがないか確認しているか。
- ☐ 子どもを先入観や偏見で判断したり、決めつけたりしていないか。
- ☐トラブルを起こしたり、忘れ物をしたりした子どもに対して理由等を話す機会を与えているか。
- ☐ 座席やグループを決める際には、子どもの個々の事情に配慮しているか。
- ☐ 板書事項や掲示物等に子どもの人権を侵害しているようなものがないか確認できているか。
- ☐ チョークの色は白や黄色等の見えやすい色を基本にしながら使用しているか。
- ☐ 視聴覚機器を使う場合に、見えにくい、聞こえにくい場所ができないようにしているか。
- ☐ 容姿や言動、セクシュアリティ（性の在り方）等をからかうような発言をしていないか。
- ☐ 異性間の性愛を「普通」と捉え、同性間の性愛をないもの、または特別なものとして扱っていないか。
- ☐ ジェンダーによって、男女の在り方を決めつけるような発言や役割分担をしていないか。または不必要な場面で男女を区別していないか。

《通信等の印刷物において配慮したいポイント》

- ☐ 読みにくい漢字にふりがなを付いたり、専門的な用語に注釈をつけたりして、誰にでもわかりやすい言葉を使っているか。
- ☐ マイナスイメージの例えをしたり、差別を助長する表現をしたりしていないか。
- ☐ 他から作品等をコピーするような場合、著作権の確認ができているか。（授業を除く）
- ☐ 写真・氏名等を掲載する場合、個人情報の保護に配慮しているか。
- ☐ イラスト等が固定観念にとらわれた表現になっていないか。

カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントの必要性

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちに新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むために、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立が求められている。

【育成を目指す資質・能力の具体例】

- i) 伝統的な教科等の枠組みを踏まえながら、社会の中で活用できる力（国語力、数学力等）
- ii) 教科等を越えたすべての学習の基盤として育まれ活用される力（言語能力、情報活用能力等）
- iii) 今後の社会の在り方を踏まえて、子どもたちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力（安全で安心な社会づくりのために必要な力、自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくるための力等）

カリキュラム・マネジメントとは

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
 - ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
 - ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと
- などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

☆確認してみよう。

- ☐ 学校教育目標を踏まえながら教育活動を行っている。
- ☐ 日々の授業等について、教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組んでいる。
- ☐ 教科等や学年を越えて、学校全体で取り組んでいこうとしている。
(他の学年や他教科等での教育活動と自身の教育活動との関連を把握している。)
- ☐ 学習評価について、子どもの学びの評価にとどまらず、学習・指導方法や効果的な年間指導計画等の在り方、授業時間や週時程の在り方等の改善に生かしている。
- ☐ 校務分掌における自らの役割と意義について、子どもたちの資質・能力の育成という観点から、捉え直している。
- ☐ 地域と対話し、地域で育まれた文化や子どもたちの姿を捉えながら、地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点をもっている。

カリキュラム・マネジメントとは、全ての教職員が参加することによって、学校の特色を創り上げていく営みであり、そのために学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ることである。